

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和 5年 12月7日
午前 10時00開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第86号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 議案第87号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (3) 議案第88号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第89号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第90号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第91号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- (7) 議案第92号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- (8) 議案第93号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

3、閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（15名）

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	武 岡 隆 文	委員	新 田 和 明
委員	芦 田 宏 治	委員	山 根 温 子
委員	先 川 和 幸	委員	山 本 優
委員	熊 高 昌 三	委員	穴 戸 邦 夫
委員	秋 田 雅 朝	委員	金 行 哲 昭
委員	児 玉 史 則		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（69名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	高藤誠	企画部長	高下正晴
市民部長	内藤道也	福祉保健部長	井上和志
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防長	近藤修二	教育次長	柳川知昭
教育参事	和田治子	危機管理課長	國岡浩祐
総務課長	新谷洋子	財産管理課長	小櫻静樹
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	佐々木満朗
市民課長	久城恭子	税務課長	竹本繁行
社会環境課長	若狭孝祐	子育て支援課長	佐藤弘美
健康長寿課長	中村由美子	保険医療課長	北森智視
地域営農課長	稲田圭介	農林水産課長	森田修
商工観光課長	松田祐生	管理課長	神田正広
建設課長	登田晃	下水道課長	佐々木宏
消防総務課長	下津江健	予防課長	逸見飛鳥
教育総務課長	内藤麻妃	学校教育課長	津賀山泰佑
生涯学習課長	児玉晃	選挙管理委員会事務局長	国司秀信
議会事務局長	毛利幹夫	政策企画課課長補佐	安田勝明
社会環境課課長補佐	原田和雄	危機管理課防災・生活安全係長	森竹和孝
危機管理課消防団係長	岡野順治	総務課行政係長	塚本真樹
総務課職員係長	船津晃一	財産管理課管理・営繕係長	大田拓也
政策企画課企画調整係長	下瀬秋穂	政策企画課地方創生推進係長	戸田邦昭
市民課窓口係長	泉理恵	税務課市民税係長	森竹加代
税務課収納係長	近末訓	社会環境課環境生活係長	藤本崇雄
子育て支援課保育係長	国広美佐枝	子育て支援課児童福祉係長	立川栄理香
健康長寿課健康推進係長	深田京子	健康長寿課母子保健係長	津賀山和範
保険医療課医療保険年金係長	三宅佐由里	保険医療課介護保険係長	荒川裕
農林水産課農林土木係長	船川雅弘	農林水産課林業水産係長	吉川晃彦
地域営農課営農支援係長	国広康德	商工観光課観光係長	藤堂洋介
建設課工務係長	竹添正弘	下水道課業務係長	田中要
下水道課下水道係長	山崎勝宏	教育総務課学校施設係長	玉井郁生
給食センター副所長	浮田健治	学校教育課学校教育指導係長	大田文子
生涯学習課社会教育係長	森川美由紀	生涯学習課文化・スポーツ係長	井木一樹
選挙管理委員会係長	大崎健治		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 局長 毛利 幹夫 事務局 次長 藤井 伸樹
総務 係 長 日野 貴恵 主任 主事 山 口 渉

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

- 石飛委員長 定刻となりました。
ただいまの出席委員は15名です。
定足数に達していますので、これより第9回予算決算常任委員会を開会します。
本日の日程は、令和5年第4回定例会初日に本委員会に付託されました議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から、議案第93号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの8議案の審査です。
この際、審査の方法について、お諮りいたします。
審査の方法は、お手元に配付しました「審査予定表」及び「12月補正予算所管別事業名一覧表」を用いて、部局ごとに審査し、担当部長の要点説明の後、質疑を行います。
審査の順番は、一般会計について部局ごとに審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査することにしたいと思います。
これに異議はありませんか。
〔異議なし〕
- 石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。
審査に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。
石丸市長。
- 石丸市長 本日は、上程した8件について審査していただきます。
その前に改めてお伝えします。
議論というのは、好きなことを言えばいいものではありません。前提の上で制約の中で意見を戦わせる、これが議論です。この場における制約とは、すなわち財政です。経済学の概念にあるとおり、予算制約のもと最適解を探る。その際には優先順位を明確にし、建設的に言葉を重ねる。これが私たちに課せられている仕事です。むやみな無益な遅延行為は許されません。やめてください。それでは、健全な議論をどうぞよろしくお願いします。
- 石飛委員長 これより議案の審査に入ります。
議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件を議題とします。
初めに、補正予算全体の歳入の概要について説明を求めます。
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の要点を説明いたします。
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,783万8,000円を追加し、予算の総額を218億1,887万1,000円とするものです。

主な内容としましては、説明資料で御説明します。1ページをお開きください。

このうち、(1)の通常分は、主に②の総務部のところにある若手職員などの給料月額引き上げや期末勤勉手当の支給月数の引き上げに伴う人件費、③企画部のところにある基金への積み立て、⑤福祉保健部のところにある生活保護費の増額などを計上しております。

(2)の災害関連では、林道の土砂撤去などに関わる工事請負費を計上しております。

(3)の新型コロナウイルス感染症関連では、個別接種促進のための支援事業に関わる補助金の増額などを計上しています。

補正予算書のほうに戻ってください。12ページ13ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明します。

11款の地方交付税は、普通交付税の交付額確定に伴い、6,036万3,000円の増額です。

13款の分担金及び負担金は、母子生活支援施設入所負担金が4,000円の増額です。

14款の使用料及び手数料は、し尿処理手数料（現年度分）の149万8,000円の増などで、合計149万9,000円の増額です。

15款の国庫支出金は、自立支援訓練等給付費負担金2,309万5,000円、生活保護費負担金2,429万円の増などで、合計5,787万8,000円の増額です。

16款の県支出金は、自立支援訓練等給付費負担金1,154万7,000円の増。続いて、14ページ15ページになりますが、県議会議員選挙費委託金1,561万8,000円の減などで、合計1,146万3,000円の増額です。

18款の寄附金は、ふるさと納税制度寄附金1億4,000万円の増額、総務費指定寄附金100万円の計上です。

19款の繰入金は、介護保険特別会計繰入金が2,813万7,000円。ふるさと応援基金繰入金が3,205万3,000円の増などで、合計6,486万5,000円の増額です。

20款の繰越金は、令和4年度一般会計決算の剰余金で3億1,926万6,000円の増額です。

16ページ17ページをお開きください。

22款の市債は、教育債が320万円の増、臨時財政対策債が1,170万円の減で、合計850万円の減額です。

以上が歳入の主なものです。

続いて4ページにお戻りください。

繰越明許費の補正ですが、定住促進事業費をはじめ、全4事業について繰越明許費を追加するものです。

5ページを御覧ください。

放課後児童クラブ運営費は、上限額を5,900万円に変更するものです。

6ページを御覧ください。

債務負担行為の補正ですが、土砂災害エリア対象者リスト作成に関わる業務をはじめ、全3事業を追加するものです。

7ページを御覧ください。

地方債の補正ですが、教育事業の補正後の借入限度額を1億3,560万円とするほか、合計の総借入限度額を15億6,850万円とするものです。

なお、18ページからの歳出は、それぞれの担当部局から説明します。

以上で、要点の説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、概要の説明を終わります。

なお、歳入の質疑については、該当する部局の審査の際にお願いいたします。

ここで、危機管理監におきましては、要点説明を省略し、直ちに第2表、繰越明許費、第3表、債務負担行為の補正の質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、危機管理監に係る質疑を終了します。ここで、説明員交代のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時09分 休憩

午前 10時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

続いて、総務部に係る補正予算について要点の説明を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長 それでは、総務部に関わる補正予算の要点について説明をします。

最初に全体に関係する人件費について説明します。

44ページを御覧ください。

期末手当等を人事院勧告、職員に準じまして、90万7,000円増額しています。

続きまして45ページを御覧ください。

給与費を2,766万7,000円増額しています。人事院勧告等に伴う増額です。

次に、総務部の補正予算について説明します。19ページを御覧ください。

総務一般管理費を120万円増額しています。これは新規訴訟に対する弁護士委託料の増額です。

次に、用度管理費、需用費266万2,000円の増額。主なものは、コピー用紙、印刷機トナーの価格上昇及び使用量の増加によるものです。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 19ページの総務一般管理費の委託料で、新規訴訟費用120万円を計上されまして、新規訴訟というのは市が訴える費用ですかそれとも訴えられたんでしょうか。

○石飛委員長 新谷総務課長。

○新谷総務課長 市が訴えられた案件に対する弁護士委託料を上げております。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 その中身は公表はできませんか。

○石飛委員長 新谷総務課長。

○新谷総務課長 中身につきましては係争中の案件でございますので、控えさせていただきたいと考えております。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、総務部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時14分 休憩

午前 10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

続いて、行政委員会総合事務局に係る補正予算についての要点の説明を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長 それでは、要点を説明します。

25ページをお開きください。

上の段、選挙啓発に要する経費、選挙啓発事業費14万円の減額は、生徒議会に参加する生徒がこれまではその年度の輪番による中学校2年生全員でしたが、今年度から全中学校の代表者となり、生徒を送迎するバスの借上料が不要となったことによるものです。

次に、その下の広島県議会議員選挙に要する経費1,560万6,000円の減額は、今年4月に失効した広島県議会議員一般選挙の経費を精算し、不要な額を減額するものです。

主なものは、無投票による投開票事務従事者などの職員手当等839万7,000円の減額。同じく無投票による投票管理者及び立会人等の報酬331万円の減額。その他、各節で不要となった額を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 25ページの選挙啓発に要する経費が減額になりましたけども、これは

先般、新しい形の生徒と市長とのやり取りというのを見させていただきましたが、今後、選挙管理委員会がそういったことに関わるという方針というのは変わったのでしょうか。

○石 飛 委 員 長

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長

生徒議会に関してですが、これまでは選挙管理委員会事務局の中に事務局を持っております明るい選挙推進協議会のほうが主催という形で、執行部、関係部局それぞれが協力して行っておりました。今年度から形が変わったということで、選挙管理委員会として中心的にこの生徒議会に関わるということにはなくなったわけですが、政治に関心を持ってもらうという大変重要な取組となっておりますので、今回につきましては明るい選挙推進協議会の役員さんには傍聴に来てもらったりという形にしております。

啓発については、ほかの形で工夫していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

私も傍聴させていただきましたけども、非常に生徒の皆さんも積極的に市長とのやり取り、あるいは執行部とのやり取りをされておりましたが、内容としては非常に評価できる内容であったというふうに思うんです。ただ、選挙管理委員会としてこれをどのように評価をして、今後新たな取組をする参考になったのかどうか、そういったところの感じ方はいかがでしょうか。

○石 飛 委 員 長

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長

選挙管理委員会としての感じ方ということですが、大変有意義な特に政治に関心を生徒が持つという意味では大変効果があったと捉えています。

これまで選挙管理委員会としては投票を呼びかけるということが中心の選挙啓発でありました。しかしながら投票率、年々といえますか選挙のたびに低下をしているという現実も今受け止めております。来年、また選挙の多い年になろうかと思えます。そういった面でいかにそういった政治、行政、そういったものに皆さんに関心を持ってもらえるかというところは、生徒議会から得たそういった学びというものを啓発に生かしていきたいと考えております。

具体的にはまた検討ということですが、そういった視点でこれから取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、行政委員会総合事務局に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時21分 休憩

午前 10時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、再開します。

続いて、企画部に係る補正予算について要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

それでは要点の説明をします。

補正予算書19ページをお開きください。

説明欄の下のほう、基金管理に要する経費は、消防施設整備基金に3,100万円、ふるさと応援基金に1億4,000万円、市有住宅管理運営基金に95万1,000円。

続いて21ページですが、公共施設管理運営基金に1億7,574万9,000円を積み立てるものです。

続いて、企画調整事業費616万9,000円の増額は、認定こども園の基本構想を作成するための委託料などの増額です。

ここで、別途配付をさせていただいた説明資料、認定こども園基本構想作成業務委託料についての資料を御覧ください。

今回の議会で提案する認定こども園基本構想作成業務委託料613万8,000円は、2023年度、令和5年度の当初予算で否決されたものです。この間、否決された理由として挙げられた点について、市としての見解を広報誌などで説明するなどしてきましたが、これ以上、吉田保育所などの老朽化の課題、防災上の課題が解決されない状態を長引かせるわけにはいかないことから、再提案をします。

1は、2023年3月に予算を否決されてから後の経緯をまとめたものです。2023年3月、当初予算案が否決されました。否決の理由は、小学校区に1保育所の原則が崩れること。保護者や地域住民への説明が不足していること。保育所運営事業者との意見交換が不足していることの3点でした。その後、2023年4月に可愛保育園と入江保育園にこのたび、認定こども園の基本構想予算提案をしたこと、そして否決されたことについて説明をし、意見交換をしました。

2023年6月、7月の広報誌では、3月に議会が否決した理由として挙げた3点について、市の見解と認定こども園候補地を旧田んぼアート公園予定地にした経緯を説明をしました。否決の理由となった点に対する回答については、この中でもしっかりと説明をできているというふうには捉えております。

裏面を御覧ください。

認定こども園の今後のスケジュール概要を示しています。

一番上から順に基本構想を作成、そして時系列時間の流れに沿って下にずっと移動していくというふうな形で示しております。

基本構想ができたところから、地元説明会、事業者ヒアリング、保護者説明会を行って、そこで意見などを反映をして基本計画をつくってい

くという流れになっています。

そして、認定こども園の完成は2027年度末と想定しており、開園は2028年度からというふうになります。このスケジュールからも分かります、基本構想ができてから様々な説明をし、議論をすることができるようになっていきます。全てが順調に進んだとして、今から5年後の開園というふうになりますので、早急に取り組みたいというふうに考えています。

補正予算書に戻ってください。21ページです。

下のほう、ふるさと応援寄附推進事業費6,894万8,000円の増額は、ふるさと納税制度寄附金の増に伴ういわゆる返礼品に関わる業務委託料やシステム使用料などの増額です。

37ページをお開きください。

説明欄の上のほう、観光振興事業費、政策企画課所管の252万8,000円の増額は、新スタジアムでのシーズン開始に合わせてサンフレッチェ広島を応援するための補助金を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

21ページ、認定こども園基本構想作成業務委託料についてお伺いします。

まず、この委託料の内訳というか中身、内容について再度御説明いただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長

基本構想の内訳でございます。

まず施設整備に係る基本条件、認定こども園の整備に当たっての諸条件を明確にするために、関係、計画の整理、施設整備に係る基本事項の整理、事業実施、基本方針の検討、さらには施設の規模、概要等の検討、事業スキームの検討、事業スケジュール等の検討、そういったものを取りまとめるようにしております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金 行 委 員

まず、15ページのふるさと納税寄附金の件でお聞きします。

ふるさと納税が極力増えているわけです。これはいろいろな要因があると思いますが、ふるさと納税の増えた要因というのはどのように把握されているのか。1件、まずお聞きします。

○石 飛 委 員 長

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長

増えた要因としましては、インターネットによります安芸高田市の認知度が高まったというようなところから急激に増えたものというふうに今は判断をしております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

金行委員。

○金 行 委 員

2番目の質疑に行きます。

認定こども園の件ですが、説明書で委託料についての部長からの説明を聞きましたが、これは安全第一ということで3月の定例会も出されておりますし、今回もそういう安全を第一に考えてこういうふうに出されたと思うんですが、今回そういうことの主な原因でもろもろ出されたと思います。

私が広報誌等々も拝見しても市の6月の広報誌と7月の広報誌ですか、もろもろ書いてございましたが、そういうことをトータルして安全を考えてこの補正に出されたのか。例えば3月まで延ばしてもええもんなら今回そういう安全ということを考えて出されたのか、その一点をお聞きます。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

御認識のとおりです。冒頭、私が申し上げたのが、まさにその点です。

予算制約の中で本件について言えば、最優先事項は安全です。ここに老朽化であり、災害によるリスクがあるとかねてからお伝えしています。そしてこのリスクは早急に解決せねばならん問題です。一刻の猶予もなかったはずですが、それが、既に8か月が過ぎています。これ以上は看過できないというのが執行部の見解です。

○石 飛 委 員 長

金行委員。

○金 行 委 員

今、市長が言われたこともある程度は理解します。基本構想というのが先だってしなくてはいけないという委員会でもいろいろございますが、基本構想をベースに地域の住民の説得、皆さんの説得ということも図っていくという考えもあってこそその基本構想と捉えるんですが、その点は基本構想をやられるということ、ある程度基本構想やられるということはある程度の道筋がということも私は勘違いするいうんじゃないんでそういうことも思われるんです。この基本構想の本当の狙いというのは、やっぱりこういうことで説得、納得してもらうための基本構想であるとは考えるとこともあるんですが、その点をお聞きます。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

金行委員が前段でおっしゃった御認識のとおりです。そして、3月の予算の中でも、そして11月の委員会の中でもその旨を説明しています。それに関しては、シセイクラブ、そして山本数博委員も発言の中で納得をされていたというふうに確認をしています。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

今、私の名前が挙がって説明を納得したというふうに皆さんに報告されたんですが、どこでどういうふうに納得したというのは記憶ありませんし、納得した自分の自覚もありません。ただ、今、質問しよう思ってたんですが、そういうふうに前段うたれたんで、ちょっと前段で話し

させてもらうんですが、質問です。

今から質問ですけど、先ほど部長が説明された中で、この説明資料で今年の6月や7月で広報誌で問題点を説明したと。我々が危惧しとる保護者や地域住民への説明が不十分と、不足ということを指摘しておりますよね、3月に。執行部とすれば、6月7月の広報誌でもって説明したから、もう十分住民は理解を得ておると、こういう説明のように聞こえるんです。

どちらかと言えば、対象地域の人に説明会を開いて市の考え方をお話をされて、先ほど市長が言われたように近々の課題で急ぐんじやと、皆さん理解してくれと、こんな説明会開いて理解を求めるいう方法がまず必要じゃというふうに思うんです。

よって、6月や7月に広報誌で理解を求める手だてをしたというのは私は理解できん。こういう手続だけでこの認定こども園構想をつくると、この利用方法を聞いたんですが、地域住民への説明の資料、行先の民間経営の保育業者と説明する資料なんじやと、こういうふうに言われるんですが、理解を得る見通しがあって初めて作成すべきだと思うんです。

今の資料にある我々が指摘した保護者や住民への説明が不足じゃというところが解決しているように思えんです。この認定こども園基本構想が実現可能の見通しがあるんかないんか、そこだけ聞かせてください。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 今の質疑は整理をしたほうがいいんじゃないでしょうか。全然簡潔じゃないし、何を聞きたいのかも分からないんですが、それに答えさせますか。

○石 飛 委 員 長 委員長の取り方は、基本構想を実現にするもの、単なる見通しというものではなくて、場所が先に決着といいますか場所が一応定めての基本構想というものがあるんであれば、それこそ先ほど山本数博委員が言われたように実現可能かどうかというものを、先に住民、地域、事業者に聞くべきではないかという質問だったと思います。

それに対して質疑を求めているんですが、執行部のほうではそのように捉えられませんか。

○石 丸 市 長 もうちょっと簡単に、シンプルにしていただけませんか。

○石 飛 委 員 長 先ほどシンプルに言われたのは、基本構想は実現可能なのかという質疑を言われた、そのまま。

○石 丸 市 長 じゃあ、その言葉だけ受けてお答えします。

○石 飛 委 員 長 よろしくをお願いします。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、前段からただしますが、執行部の話の前に御自身の発言はまず理解をしてください。確認をしてください。責任を持ってください。議場とはそういう場所です。覚えがないなどと平気で言わないでください。

そして今、質疑あった点については、3月からずっと全て言っています。委員長が整理されたところを頼りにすれば、実現可能性の有無が質

疑だったようなんですが、私にはそうとも受け取れなかったんですが、委員長の整理に従えば当然実現可能性があって話をしています。実現可能性がないのに予算にのせるあほうなどという存在は執行部に存在しません。あるわけがありません。今まで実現可能性がない予算がのってたんでしょうか。執行部として上げてたんでしょうか。私はそんな話聞いたことないです。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 一般的にはこういう事業の計画を立てるときには、大体関係する組織、団体、関係者、そういうところに市の構想の説明をして、理解を得て、見通しを立ててこういう予算をやるべきだと思うんです。見通しがあるからのせたと、こういう話なんですけど吉田地域で保育施設をなくするというこういう大きな構想なんです。理由は今あるところが危険地帯で、子どもの命が危ない、行く先はない。じゃけ可愛に行くんじゃと、こういうのが当局の考えです。

じゃあ、その話を吉田小学校の区域の住民の人やそこへ行かせよる保護者の方へ理解が得られる見通しは、私は今はない思うんです。その理解がもし得られなかったときは、この613万8,000円というのは無駄になるというふうに思うんです。そこのところの理解が得られる見通しがあるかということについては、今の状況、執行部の今までの対応で十分理解が得られるという自信があれば、そこの根拠まで示して、説明をお願いします。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 相変わらず支離滅裂な質疑をされるんですが自己矛盾を起こしています。よろしいですか。自身の発言の中で構想を立てて見込みを話せとおっしゃったじゃないですか。そのための基本構想だと3月から繰り返し言ってますよね。まだその出発点に立てないんですか。説明をするために基本構想がないとこれ以上の詳細な話ができないと再三伝えています。

もっと大事な本質なんですけど、市民の意見を把握する、そのために情報提供する。市民や団体等々と意見交換をする。これは議会の役割です。まだ分かってないんですか。議会基本条例の2章から3章にかけて書いてあります。もう一遍読んでおいてください。恥ずかし過ぎる。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 どうも議会と執行部の役割が理解されとらんように思うんですけど、この計画をやるのは執行部じゃ思うんですよね。議員はその計画に対して懸念される部分を指摘しながら執行部はそれを排除して、要するに理解を得て、それはしょうがないです、十分ですよと。関係者も理解を十分、こういう中身で理解を得てます。自分らもこういうふうやってきましたと。問題はほぼ解決しておりますというようなものを受けて、議会がそうと、じゃあやろうじゃないかというのが議会の取るべき態度じゃ思うんです。今の市長の答弁は議会が、関係者、地域住民に理解を求める。それが議会の役割。どうも話が違うというふうに思います。

質問してる中身は、基本計画が実現可能性を持つとるんなら、これは賛成せにゃいけんと思うんです。まだ、関係住民が理解をしているような手続を執行部はしてないというのが私の意見です。

一番大きな問題は吉田区域から保育施設をなくする。吉田区域の人は、子育てが自分の地域でできなくなるというこのことの理解を得る必要があるんじゃないかということを訴えておきます。

まず、そういう意味でそれらが解決してもう実現可能であるんだと、その道具を説明するための道具をつくるんじゃないというのは、前後間違うとるというふうに思いますんで、再度、その辺が住民の理解を得て実現可能なのかどうかいうところを再度伺います。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 完全に認識が間違っていますので、委員長それができないなら事務局長止めてやってください。事務局止めてあげてください。

二元代表制が何たるかをここで解説しないとイケない。今、安芸高田市議が全国に恥をさらしてます。よくよく反省をしてください。

執行部は市民の代表に対して説明をするんです。市民の代表者がそれを市民に還元するんです。当たり前行動です。これが原理原則です。その上で、議員では足りない部分があれば執行部が補完します。それをいとうつもりはありません。事実、そのために議員を補佐する目的で自治懇談会というものを改善して設置しました。設けました。この8か月の間、なぜどなたもそれを開催されないんですか。執行部は3月以来、議会に対してかなり丁寧に説明を行ってます。一体全体市民に何人がどれほど説明を行ったんですか。そしてその際、自分では説明し切れないと議員では答えかねるという部分があるんであれば、執行部に言えいいじゃないですか。なぜその自分たちの仕事をせずして、よく意味の分からんとんちみたいな、橋を前にしてこの橋を渡るなみたいなそんな解けない問いを出して何が楽しいんですか。意味があるんですか。大人として恥ずかしくない仕事をしましょう。

○石 飛 委 員 長 執行部にお尋ねします。先ほど山本数博委員は議会が出した三つの条件ですね。小学校区に1保育所の原則が崩れる、保護者や地域住民への説明が不足、市内保育所運営事業者との意見交換が不足。これが、山本数博議員は先だと。その後に、構想を作成すべきでしょと。順序が違うんじゃないですかという質問でありました。

○石 丸 市 長 いや、そんな質疑じゃありませんでした。

○石 飛 委 員 長 いや、前後しているんじゃないかとしっかり言われました。それに対して答弁を求めます。

○石 丸 市 長 その質疑は適切だと委員長は理解したんですね。

○石 飛 委 員 長 前後ですと言われました。

石丸市長。

○石 丸 市 長 では委員長も含め認識は間違ってます。単にそれだけです。
先ほどわざわざ説明資料を用意して皆さん御覧になってませんか。1、

これまでの経緯。2023年6月、7月、広報誌で説明したのくんだり、今の質疑にはどうに答えています。これ以上何を聞こうとしてるんですか。ここに書いてないことで聞くんならまだしも、書いてあることを聞いてどうするんですか、どうしろというんですか。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 どうも質問は話をすり替えて議員へ転嫁されたような状況になりよるんですが、質問したのは委員長が言われたように、議会での指摘の1、2、3、小学校区に1保育所の原則が崩れること、保護者や地域住民への説明が不十分、市内保育所運営事業者との意見交換が不足いうところが執行部がやられた23年6月、23年7月、広報誌で問題点を説明。7月に広報誌で問題点を説明。これで上記問題は十分解決しとるという考え方で今回の予算が出とるように説明を受けます。

よって、広報誌だけでは十分理解が得られとらんのというふうに私は感じますんで、そこのところは、十分得られているというスタンスでこの基本構想は実現可能なのかということを質問しよるんです。その十分説明が行き届いとるという考えをこの広報誌でええんじゃというところが住民の理解を得る手続としては不十分じゃないかということを言いよるんです。よろしいですか。

そこの回答が返ってこんのです、今は。議員が説明するべきじゃないかあんたら何しよったんかと、この間、いうことの市長の答弁なんで、やるべき人が違うんじゃないかないうところもあるんです。

支離滅裂なのは市長の答弁じゃと私は思います。

○石飛委員長 山本数博委員、質疑中ですが、何を問われようとしてますか。

広報誌の役割についての質疑ですか。

○山本(数)委員 すみません。再度問いますけど、保護者や地域住民への説明が不足と、保育所運営事業者との意見交換が不足という部分は、広報紙でもってやととるからもう説明十分なんじゃというふうに捉まえての提出ですかということ聞きよるんです。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 さすがに頭が痛くなってくるんですが、捉え方が根本から間違ってます。御本人以外は全員さすがに分かってると思うんですが、傍聴席も含めて。もう一遍よく読んでくださいよ。どこにこれで完結したと書いてあります、ないですよ。これ全部読んで理解を得たと書いてないじゃないですか。理解を得るために基本構想が必要だと3月から言ってる、そしてそれをここで改めて示してるんです。勝手な解釈で面倒な話を展開しないでください。答えはここに全て書いてあります、最初から。

○石飛委員長 質疑の途中ですが、ここで換気のため11時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時52分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
引き続き、企画部に係る補正予算についての質疑といたします。
質疑はありませんか。
田邊委員。
- 田 邊 委 員 認定こども園基本構想の委託料について伺います。
先ほどのいろいろな質疑の中で、基本構想の中に事業規模の検討というようなことがありました。一番冒頭の挨拶で財政の制約がある中でというお話もあった中で、事業規模そのものが基本構想でつくられるということは現状、事業費の概算が出されてないということになるのかなと思います。11月の総務の所管事務調査の中で常友住宅等の話があったんですけれども、この旧田んぼアート跡地と常友住宅の何をどう比較検討して、どのようにそれを評価したのかというところの詳細を知りたいんですけれども、先ほどのお話だと要は事業費そのものは検討されてないということになるのかと思うんですけれども、その説明をちょっとお願いします。
- 石 飛 委 員 長 佐々木政策企画課長。
○佐々木政策企画課長 以前説明をしました候補地を決める際の事業費のところでございますけど、例えば、認定こども園については、過去整備をしました保育園とかそういったところを参考に、例えば、常友住宅跡地に建てる場合と旧田んぼアートの用地のところに建てるもの、それは建物自体は同じ価格で比較をしております。
旧田んぼアートのところについては、公園の整備というところがありますので、そういった費用をプラスアルファをして全体の工事費の建築費を含めた工事費の比較をしたというふうに聞いております。
- 石 飛 委 員 長 田邊委員。
○田 邊 委 員 具体的にプラスアルファの公園整備に係る費用をどのくらいの金額で計算されたかというのは示していただけますでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 石丸市長。
○石 丸 市 長 何を確認されようとしてるのかちょっとつかみかねるんですけども、基本構想ができてそこから具体化していくわけです。その流れはよろしいですか。たときに、例えば過去の施設、幼稚園、保育園を参考にこれぐらいの規模であればこれぐらいの事業費になると、それはお伝えできます。ただ、細部の設計はこれからです。なので現時点をもってその2か所において比較はできるわけがありません。できないと思いませんか。できると思うんですか。だとしたら、どういう理由でどういう了見で比較をしようとされてるかそれをまずお示ししていただいてもよろしいでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 田邊委員。
○田 邊 委 員 3月以降、常友住宅の跡地はどうかという提案をしました。こちら側はそこがいいのではないかという提案なので、そこと旧田んぼアート跡地でつくった場合を比較して、それでもやはり旧田んぼアート跡地のほ

うがいいから基本構想が必要なんだという流れなんだと思うんですけども、比較した結果がどうだったのかが分からないとこちらとしても判断しかねるんですけれども、そこを教えていただきたいということです。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 シセイクラブにはお伝えしたはずですが、お伝えしました。改めて委員の皆さんに説明しますが、極めてシンプルな話です。

田んぼアート公園の場所、住宅の場所、接道が異なります。周辺環境道路が違います。田んぼアート公園のほうであれば今の道路で十分対応できます。一方、住宅のほうは、あれではまわりません。なので、道路整備に必ずプラスアルファの費用が必要です。これは理解されてますね、全員、大丈夫ですか。それは必ずプラスアルファで生じます。何億円規模で、当たり前です、道路整備なんで。加えて、本体のほうの比較、これも3月からお伝えしています。田んぼアート公園の場所は、公園をつくらないといけないんです。つくらないと、金をかけて農地に戻さないといけないんです。よろしいですね、そこまで。なので、公園が必須。

仮に公園とこども園別々に、仮にですよ、適当な数字言います。10億、10億で別なら必要だとします。今やってるのはハイブリッド型、いわゆる複合施設ですので、それより圧縮は当然しやすくなります。なので、全体として道路の費用が不要、複合化によって二つの施設です。この総額も抑えられる。これは細かな基本構想を持たずとも分かる歴然とした事実です。この読みが分からないという方がもしあれば、また教えてください。2時間でも3時間でも議論に付き合います。この小学生でも分かる話を3月からしています。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 市長のおっしゃりたいことは非常によく分かるんですけども、要は比較検討をどのようにしたかということが分からないと先ほど市民に説明するのは議員だということです。我々が説明する材料が必要なんです。先ほどおっしゃったところは、大まかには分かります。ただ、いろんなパターンがあって、例えば旧田んぼアート跡地だと公設民営を考えているというお話でした。じゃあ、常友の場合は同じ金額で設定というお話だったんですけども、仮にそちらを民設民営でした場合の費用って変わってくると思うんです。そういったところをどういうふうに比較検討したのかというのを示してほしいと言っています。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 変数を増やすと解くのが難しくなります。下手すると解けなくなります。なので、冒頭お伝えしました。優先順位を明確にし、議論をすると。大前提は予算制約です。財政に可能な限り極力負担がない形。その中で、速やかに工事が進むもの、安全を考えれば当然です。そこに至る過程においてさっきの資料裏にもちゃんと書いてありますが、山本委員はここ読んでないのかもしれないんですが、基本構想を基に説明をすると書いてあります。基本構想がない状態で何を説明しろというんでしょうか。

できないと言ってるんです。できるとおっしゃるならやってください、代わりに。今、田邊委員はできないとおっしゃったんです。分からないから、そうですね、それは執行部もまたしかりです、同様です。これ以上の具体的な算段は持ち合わせていません。基本構想がないんですから、基本の構想がないので、私が今ここで徒手空拳で説明した以上の情報は無いです。そのための基本構想です。御理解ください。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 そもそも基本構想は旧田んぼアート跡地、公園と一緒に作る場合だから今までにないものなので必要だというのが今までのお話だったと思います。常友住宅に関してはその場合に当てはまらないことになるのかなと思うと、基本構想そのものが要らなくなるという今までもつくってないわけですから、そうするとこのスケジュールの基本構想作成の部分が前倒しにできると思うので、現状だと1年ぐらいの差だと思うんですけども、基本構想つくらない、常友でやった場合、つくらないということになればその話がちょっと前倒しになる可能性もあるのかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 それについてはまた後ほど職員から説明されますが、議論の大前提を忘れてらっしゃいますよ、予算制約だと。これをすっ飛ばさないでください、いついかなるときも、我々は財政をここでつかさどってるんです。よろしいですか。要は補正予算の審査ですよ。

なので、先ほど申し上げました。二つ別に建てれば独立して予算が必要なんです。複合化すればそれより小さくできます、必ず。だから財政負担を抑えるために複合化しようとしてるんだ。それが田んぼアート公園を場所を選んだ大きな理由の一つです。詳細があればお願いします。

○石飛委員長 高下企画部長。

○高下企画部長 常友住宅だったら期間がどうなるかということですが、常友住宅でそれを進める場合には、今まだ入居しておられる方がいらっしゃいます。その方の退去が完了して、それから解体ができてというところから始まりますので、いずれにしても終わりの時点というのはここで示しているようなところとほぼそれほど変わらないというか、今の時点ではこれよりも少し後ろのほうになるんじゃないかというふうに捉えています。

○石飛委員長 ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 いろいろ委員と執行部とのやり取りでさらに理解が深まったというふうに私は思っております。論点を私なりに整理をすると、3月の予算のときに私は基本構想があって初めて地域の皆さんも含めて説明ができるということに理解を示して、まずは基本構想をつくるべきだろうという意味で予算の変更には反対し、当初予算に賛成したという立場があります。現在もいろいろ議論を聞いてもそのように思っておりますが、今、

市長がハイブリッド型というふうなおっしゃり方をされましたので、ちょっと前段長くなって申し訳ないんですが、田んぼアート構想の計画のときに私も直接関わって調査特別委員会の委員長も最後はやらせていただきました。そのときもかなりの議論をして、私は議論を深めるために時間もかなり取ってきた結果、トップが変わって石丸市長が田んぼアート構想はやめるんだと。ただ、公園はつくるんだという方向を示していたので、その部分は安心をしておりましたが、今回行政の前提としては、安全性をまず担保するんだという視点が一つ、これは一番大事な論点の一つだと思うんです。その上で、ハイブリッドという言葉解釈すれば、総合的に安芸高田市の将来を見据えて時間軸も考えた上で、どういったものをそこに設置するのがいいのかという中で、今回の幼稚園、保育所、そういったものの統合したものをもっていくんだと。そういったところまで私も理解をできたので、今回資料を出していただいた中で、皆さんも議論の中にありますように、市民との接点が少ないというふうなおっしゃり方をします。これに対しては執行部は基本構想がないと十分な説明ができないという、これも両方分かるんですが、今、話があったように、特に移転を余儀なくされる。

○石 飛 委 員 長 熊高委員さんに申し上げます。質疑を行ってください。

○熊 高 委 員 そのつもりで前段が長くなりますと申し上げたんですが、その上で、吉田地域の保護者の皆さんが向こうに行くのが非常に厳しくなるというふうな論点があるんです。そのこのところをもう少し丁寧に地域の皆さんに先に聞いたらという意見があって、一つの論点は止まっているというふうに思うんですが、その辺は市長どのように受け止めておられますか。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 では、せっかくですので順番に丁寧に御説明をします。まだ理解されていない方は理解をしてください。

今戻って改めて確認しましたが、やはり議会基本条例の第2章、第3章に書いてあります。

市民の意見を把握する議会の務め。情報提供する議会の務め。市民や団体と意見交換をする議会の務め、ちゃんと明示してあります。

よって、3月予算の審査の際に説明した情報、これは議会に議員の皆さんに既に伝えているわけですから、そこから先、市民に伝わっていないのは怠慢としか言いようがありません。もし意見を聞き、説明をする、やってきて、それでもなお足りないという執行部に説明していくというなら、先ほどもお話しましたが、自治懇談会等々幾らでも手段はあったはずで、なぜやらない。職務怠慢です。

そして執行部が、これまでもそれ以上の説明を市民や事業者、地域の人たちに説明しない理由はそれも言ってますが、ここで話したものが全てだからです。これ以上の情報は、基本構想をつくらなければならないんです。身ぶり手ぶりで私が説明するそれ以上の情報がないのに、市民の方がこれ以上理解できるわけがありません。納得する道理がないです。そ

れはさすがに分かると思います。我々も認識をしています。だからこそ基本構想が必要だと8か月前からお話をしています。ここまではさすがによろしいですか。

その上で、今回、複合型にすると、ハイブリッド型にすると言ったのは、これは未来への投資にしなければ意味がないからです。一つの案としては、もう公園をつくらないと、場所は田んぼアート公園なんだけど、そこにさらっとこども園だけをつくる。これも選択肢にはあります。私はそれでもいいんじゃないかと思います。土地を買って造成するのに2億円を超える金をもう田んぼアートには使ってますが、これサunkコストなので、サunkコストというのは回収できない費用なんです。ここにこだわっては線がないというのは、これ世の中の常識です。経済的にそのように認識を広くされています。

なので、それはもう諦めて、公園は捨ててこども園だけをつくる。それも選択肢は当然ありますが、執行部側が議会の代わりに市民の意向を確認したところ、市民の中にやはり公園がほしいと、今ある公園ではなくてもっと豊かな憩いの場がほしいという声があったんです。それを執行部は受けて、やはりあの場所に田んぼアート公園の場所に新しい公園が必要だという結論に至っています。

それらを順々に重ねていって、くどいようですが予算制約のもと、あの場所が最適だという判断をしています。吉田の町の中にない、見当たらないというのも御説明しました。予算制約がなければ、山開拓してでもつくればいいんです。しかし、そんなわけにはいきません。だから、現実的に取れる選択肢の中から選んでいます。常友住宅の跡地というのはその選択肢の一つにはなりますが、基本構想がない段階においても、そこが適地だとは認められません。理由は先ほどお話したとおりです。

ゆえに、今、市が選べる唯一にして最善の選択肢は、田んぼアート公園に複合型のこども園をつくる。これ以外道がないと思ってます。そうではないとおっしゃるのであれば、代案を示してください。どうやればいいのか、市民の意向を確認してから来てください。己の狭い見でものを言わないでください。市の将来に責任を持つよう、皆さんにお願いします。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 今、市長が丁寧に説明いただいたことは3月から聞いたことの再確認ができたというふうに私自身は思ってます。

その上で、今回、足踏みをしておるところは市民の声も地域によって随分違うんです。遠方の方は、市の施策としてそんなに今回のことに深く興味を持ったという方はいらっしゃいません。ただ、今、市長おっしゃったように公園という部分は市内の若い人たちは興味を持って見てますので、公園ができるというのを楽しみにしています。

ただ、今回の吉田地域の幼稚園、保育所が向こうに行くということで、地域的に地域の人は遠くならんほうがええというのは当然感情としては

あるんだと思うんです。

これは学校統合のときも非常に大きな最初の課題なんです。高宮の小学校が統合したときも、まず3校統合しましょう。これが基本構想みたいなもんです。3校が寄ってどうしましょうか。3年前は来原と高宮小学校が一緒になりましょうという結果になったんですが、そのときもやはり来原に来てほしい、あるいは川根に来てほしい、いや船佐がいいんだという、やっぱり綱引きはどうしても地理的な条件であるんです。

それが今、今回の吉田の移転という形が、向こうに行くということで、感情論があるのかなと。地域性の気持ちがあるかなと。そこらをシセイクラブの皆さん、特におっしゃってるのはそういった地域の保護者の皆さんに丁寧に説明してほしいということなんです。その辺は理解してもらえますか。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 揚げ足を取るつもりは全くないんですが、感情に支配されてはなりません。幸せになれません。感情を大事にしたいならば余計にです。理性的に行動しなければなりません。それは歴史が証明しています。

熊高委員がおっしゃった地域住民の感情、それを大事にしたいとおっしゃるのであれば、きちんと制度にのっとって自治懇談会を開いてください。なぜ8か月もあって、その話が一つも出ないのか。必要ないのであれば結構です。そもそも執行部の役割ではありませんから、議会が、議員の全員が、己の仕事として市民に説明し切れれば済むはずです。足りない、手助けがほしいというのであれば、執行部としてははいといません。重ねてお伝えをしておきます。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 市長おっしゃるとおりなんです。感情論に左右されては将来を見違えてしまうということもあると思います。ただ、人間ですから感情に支配されながらいろんなものを判断していくというのが現状なんで、その辺を執行部としてはおもんばかった取組が必要じゃないかということが議会の中では多いんだろうなというふうに私も聞いておりますので、そういったところを市長のようにすぱっと切ったような形にならないのが現状なんで、その辺をもう少しおもんばかって取組としてやっていくことができないかということですが、今、結論おっしゃったんでそれでよろしいですか。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 感情をおもんばかるというところには賛成をします。先ほどもお伝えしましたが、それをいとうつもりは全くありません。ただ、市民の感情に任せてはいけないのはさすがに全員分かってると思います、議員であるならば。なぜ、二代表制議会というものが存在し、そこで合議の形で意思決定をするのか、今の時代テクノロジーが発達したので毎回住民投票をやることだってできるんです。しかし、それではいい未来に向かいません。なぜか、残念ながら多くの人々は感情に支配されるからです。

とられるからです。

だから、選ばれたリーダー、議員がここに偉そうに座ってるんですよ。皆さんは市民の代表として今の市民、有権者だけではなく、未来に対しての責任を取る、責任を持つ、そのための理性を備えてここで議論するのが議員皆さんの仕事です。もう一度結論を繰り返しておきますが、市民の感情をおもんばかるのであれば幾らでも協力はします。

○石飛委員長 熊高委員。

○熊高委員 感情論を逆なでするような偉そうに座ってるんですというような言葉が感情をそれこそ複雑にしてくるんだと思うんで、そこらは言葉として慎重に取り扱っていただきたいということを思っております。

ですから、市長おっしゃったように感情論に左右されたら将来を見間違えるというのは私もそういった思いで、ハイブリッドとかそういった形で俯瞰的にこの行政の中で今回の移転計画が最善であるというふうにおっしゃったんだと思うんで、その辺を感情論も踏まえて、もう少し伝えることができないかなというのが最終的な質問なんですけども、同じ答えになるかも分かりませんが、改めて確認しておきたいと思います。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 ちょっと答え方に迷うんですが、前段にあったところから順番にお話をすると、私が皆さんの機嫌を取ろうとしない、したことは一度もありません。ただただ正論を述べる。なぜか。残念ながらここにいる皆さん、話が通じないこともあろうかと思えます。感情的に反発されることもあろうかと思えます。しかし、そんなところは私は見てません。今この時代、これからの時代、このやり取りは全て記録化され、未来において半永久的に残ります。すなわち、私はこの町の未来、将来の議会、議員の皆さんに対しても今訴えています。今たとえ理解できなくても先の時代においては必ず理解ができる、そういう人間が議会に集まると信じているからです。そしてその判断は、市民がしなければなりません。自分たちの未来を誰に託すのか、誰に託していいのか、全ては自己責任です。自業自得です。市民が自ら責任を負うしかありません。

こう申し上げてるのも全ては市の発展、市民の幸福を願うからです。こうしなければ社会はゆがむ、間違える、衰退する。そうなっては市民の幸福など望めるわけがありません。

なので、話が戻るんですが、感情を大切にするためにこのような言動をとっています。全ては計算の上です。

よって、熊高委員が求められるように、市民のために執行部も何かしてほしいと手を貸してほしいとおっしゃるのであれば、いかようにでも対応します。御連絡ください。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 すみません。ちょっと1点確認させていただきたいんですけども、民設民営か公設民営かのパターンによって補助金といいますか交付金の

割合といたしますか、その辺変わってくると思うんですけれども、民設民営だと市の負担というのは4分の1だと思うんですが、公設民営の場合は全額市が負担するんでしょう。何か交付金なり補助金等あるんでしょうか、ちょっとその確認をさせてください。

○石 飛 委 員 長 高下企画部長。

○高下企画部長 民設民営であれば、田邊委員がおっしゃったように市の負担は4分の1で済みます。公設で行う場合には、基本的には全額市が負担します。その場合には起債を借りたりとか、そのような財源の措置を検討することになります。

以上です。

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 先ほど市長の答弁でいろんなサンプルを増やすと議論が進まないという話ではあったんですけれども、民設民営の場合は市の負担が4分の1、先ほど仮に10億でというようなお話がありました。その場合、市の持ち出しが4分の1で済むならその他の道路を整備しないといけない、田んぼアート跡地の公園の整備をしないといけないというところも、やはり具体的に試算をする必要があると思うんですけれども、そういった比較したものをやはり出していただきたいんですけれども、それ出せませんか、そういった比較そのものがないということですか。

○石 飛 委 員 長 佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 先ほどの御質問に対してですけど、基本構想の中で施設の規模とか概要等をまとめるということをお伝えしたと思います。そういった中で、公園整備と認定こども園の整備に係る概算の費用というのを取りまとめるようにしておりますし、あとスキームのこともお伝えしましたが、公設公営とか民設民営とか、そういった場合でやったときの費用負担というところもまとめるようにはしております。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 そこまで常友住宅にこだわるのであれば、そちらの基本構想もつくりましょうか。お金かけて500万ぐらいかけて、それがないと説明しようがないという話は理解されましたよね。ええ、そこにつくればいいじゃないかって簡単な話じゃないんです。接道を、ちゃんと道路を考えて、車の流れを計算して、国道もありますから。そこだけじゃなくて、周辺との調和を考えてやらなければあそこに建てるの難しいんです。なので、その詳細が要るというのであれば、こちらも基本構想を用意します。求めますか。

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 基本構想がというのではなくて、比較検討されたわけですよね。その比較検討した結果を教えてほしいんです。その詳細を。それが出せないということだったら出せないというふうな答弁をいただけたらいいと思うんですけれども、もし出せるなら、どういう項目で何についてどのように検討してどう評価したかというのを教えてください。

〔発言するものあり〕

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 先ほど言った民設民営だった場合、公設民営だった場合は、市の負担額が4分の1と全額だったら全然違うわけです。そういった中で比較したらどのぐらい差があるのかというのが、こちらで今の説明ではその差が分からないのでそこを教えていただきたいということです。

○石 飛 委 員 長 高下企画部長。

○高下企画部長 その差については、こちらはまだ具体的にはお話することはできません。ただ、概要としては先ほど石丸市長が申しましたように、余計にかかる費用が常友住宅の場合であればあるというところが余計にかかる費用があるということと、それと田んぼアート公園のそこには公園をつくらないといけないというその二重投資になるという、総額で見ると明らかに常友住宅のほうが多くなるということです。

公設民営とか民設民営とかそのスキームについては、基本はやはり民設民営のできるだけ安いパターンでいきたいとは考えていますが、田んぼアート公園跡地のところについては、これまでにない形のものになりますので、そこに市としての意図を組み入れるためには公設のほうがいいのか民設のほうがいいのかというのは議論があるところだと思いますから、そこも基本構想の中で検討することにしております。ですので、今はその比較について明確にお答えすることはできません。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 ただいまの答弁をお聞きしますと、明確に示せるのは基本構想ができてからということだと思うんですけども、基本構想というものはできてしまえば基本構想に基づいて基本計画がつくられて、それに基づいて基本設計、実施設計というふうに流れていくものだとして理解しています。現段階ではどのようなものになるのかははっきりお示しできないというのは繰り返し答弁されているところは理解しているんですけども、具体的に出てきたときに、といっても基本構想なのでざっくりとした話だと思うんですけども、そのときに改めてまた判断をする必要があるのかなと思うんですが、とはいえ、基本構想というのは議決事項ではないと思うんです。としたときに、どこで出てきた基本構想について議論をし判断をするのか、執行部のほうで考えがあればお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 ちょっと何を聞かれてるのか戸惑ったんですけども、ここに書いてあります。基本構想ができたならその後全部止まらないという認識は、何から発生してるんですか。議会の議決がなければ工事はできませんよね。その際皆さんがここにいらっしゃるかどうかは知りませんが、議会の議決事項だと思います。

基本構想はそれですけども、その後実際工事を始める段においては当然議会が審議するんじゃないんですか、しないんですか。基本構想があるからもうやっつけという昔の道の駅みたいなことまたやるんですか。

さすがにもうやめましょう。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 もちろん設計の段になって予算計上されるのであればそこで議論をすればいいんだと思うんですけれども、スケジュール概要を拝見すると基本構想があつて地元説明だったり事業者ヒアリングがあつたりして、またそれをもって基本計画作成という流れだというふうに先ほどお伺いしました。並行して事業者公募、候補検討、あるいは協定要件の整理をして、協定締結というふうに話になってるんですけれども、事業者と話を始めて事業者もある程度固まってから止めるのであれば、相手方の事業者にも影響があるなと判断をしましたので、ですから、どこのタイミングでもう一度その次の審査・審議になるのかということをお伺いしているわけですね。

○石 飛 委 員 長 高下企画部長。

○高下企画部長 基本構想を作成した後に基本計画の作成をするところで必ず予算を計上します。ですので、議決という形であればそのタイミングだと思います。もちろん委員会などあると思いますので、そちらで説明を求められれば現状についての御報告というのはもちろんできます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 今の議論を聞く中で市長が今の住宅跡地の活用も含めてという委員からの意見を受けて、そちらのほうも基本構想をつくりましょうかとおっしゃったんですが、これだけ議論が停滞していく中で確かにそれもあるなと思ったんですけど、だから基本構想の中に予算は当然変わってくるでしょうし時間も多少変わってくるかも分かりませんが、これだけ議会の議論が停滞するという事になれば、その住宅跡地も含めた基本構想を包含したものをつくっていくというのも一つの取組としてはいいなというふうに感じたんですが、実際そういうふうにはやっていける可能性というのは市長お持ちですか。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 可能性はもちろんあります。執行権と議決権の範囲内ですので、ただそれをやるべきとは全く思いません。冒頭お伝えしたのはそのためです。予算制約の中で優先順位を決め、議論をする。優先順位とは安全です。単純に予算は2倍かかるでしょう。期間は2倍はいかないかもしれませんが、この枠にはもう入りません。そこからさらに両者を比較検討しなどとやっていけば、まだまだ伸びます。既に8か月が無為に過ぎています。もう出水期1回分は余計にリスクにさらされます。大雨がなくても老朽化で地震があれば危ういんです。いつまで子どもたちにそのリスクを負わせるのか、危険にさらすのか、私はやるべきではないと思います。

議会がどうしてもそうすべきだと、総意として言われるのであれば予算を組みます。直ちに補正予算に加えます。そのあたりはいかようにで

も対応しますが、執行部としてはやるべきではないと考えています。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋 田 委 員 この後、この案件に対しては採決等が要るんだらうと、補正予算全体で採決が要るんだらうと思うんですが、まず、そこに向かっていくために申し訳ない確認でお伺いいたしますけれども、委員会でもお伺いしたと思うんですが、この基本構想ができなければ保護者、市民に説明ができないということが基本になってたり、今まで議会でポイントとなっただのは今の場所の問題、候補地の問題で、吉田区域になくなるというのが議会の判断だったし私もそれはそうだなという思いでおりましたし、説明は議会の仕事だということで市長もおっしゃいます。

確かにそうだとは思いますが、だからこそ、この基本構想が未来への投資という考え方の中の基本となるのであれば、この基本構想をつくって、それから保護者、市民に説明ということでスケジュールがありますが、ここで出た意見等は、やっぱりしっかり次の基本計画に反映させていかれるのでしょうか。それとも、もうかないません、こういう線で行きますよということがもう確定してあるのか、そこらあたりがちょっと知りたいんです。基本的に候補地は、もうあそこで変える考えはないですよということがあるのであればそうだし、いろいろ意見を聞いたら分かりませんよということなのか、そこんところをちょっとお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 いろいろとあったんですが秋田委員のお話の中で、どっちかという問いがあったのでそれにお答えすると、前者のほうです。これ皆さん通じますか。はい、御自身が言われたとおり、前者のほうです。

その前に大事なフレーズがあったんですが、基本構想がないと説明できないと執行部は言っています。正確に聞いてください。これ以上の説明ができないと言ってるんです。これ以上とは何か、先ほど田邊委員とやり取りをした、あれ以上がないということです。どうなんだと聞かれても説明ができません。なので、ない状態ではこれ以上我々は情報がないんです、出せないんです。出さないんじゃないくて出せないんです。よろしいでしょうか。

○石 飛 委 員 長 秋田委員。

○秋 田 委 員 だから情報が出せないということなので、なおかつ、先ほど来、市民、地域住民とか説明の話がかなり出たと説明、周知、そこらの話が出たと思うんですが、私はそれは議会としてやらなきゃいけないのかもしれませんが、基本構想をもとに話をされてそこでそうじゃないよという、例えば保護者の意見が出たりしたときにはしっかりそれを取り入れて基本計画をつくれるのか、そうだとおっしゃったと思うんですが、そこらあたりの認識をしっかり聞いてないと私らも採決、判断をしなきゃいけないときの重要な問題なので、そこんところを再度お伺いしておきたい

と思います。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

全体としてお答えすれば、秋田委員が今おっしゃった内容ではないです。保護者の方、地域の方がここじゃ駄目だと言ったら変えるそんな簡単な話じゃないんです。今、目つむってる方よろしいですか。そうです、山本委員です。先川委員もですけども。それで、よろしいですか。

今、秋田委員がとても大事なことをおっしゃいました。

〔発言する者あり〕

○石 丸 市 長

その前のところ、静かにしていただけますか。

○石 飛 委 員 長

続けて。

○石 丸 市 長

よろしいですか無視して。

〔発言する者あり〕

○石 丸 市 長

黙って聞いていただけますか。

〔発言する者あり〕

○石 丸 市 長

委員長、整理してもいいですか。

○石 飛 委 員 長

続けて答弁、市長答弁をお願いします。

○石 丸 市 長

承知しました。秋田委員がとても大事なことをおっしゃいました。この前の議論にも出てきちゃうんですけども、小学校区に一つのこの原則、この例外扱いにするというのを執行部は説明をしています。その必要性について説明しました。

それではならんと、もし市民の代表、皆さんです。自分の近しい誰かが言ってるその程度の小さい話じゃなくて、民意として市民の見解として原則を崩しちゃならんというんであれば、その原則から見直すべきです。ただし、それはこども園では当然収まりません。もはや、小学校区の見直しが必要になってくるんです。だから、あえて今まで言及しなかったんです。これから先、小学校の統廃合は必然です。何十年かたたないうちに、その議論を今からやりますか。私はやっても構いませんが、そうすると先ほどの優先順位、最上位にある子どもたちの安全、これがないがしろにされます。

基本構想云々のレベルではなく、こども園だけでなく、小学校区まで計画を立て、適正化を進める。膨大な時間がかかります。それこそどうやって意見調整するつもりなんですか、その覚悟はありますか、今の議員の皆さんに。私はないと思います。できないと思います。

まだその時期じゃないと、多くの方が考えるでしょう。だからあえて小学校区のほうとは1回区切って、安全最優先でこども園これを整備するという方針を打ちたてています。御理解をお願いします。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑ありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

非常に理解できる部分もあったんですけども、秋田委員のちょっと質疑に付随するんですが、基本構想をつくった後に地元説明会等いろんな方とヒアリング等をされるという中で、基本計画をつくられるという流

れで、そこでまた予算のことが必要だというところは分かりました。ただ、やっぱりこれじゃ駄目だよ、この基本構想というかこの計画じゃ駄目だよ、いわゆる住民、市民の理解を得られなかったときは、基本計画が駄目になるんですか。そもそも基本構想は残って基本計画の変更になるんですか。どっちも駄目、もう一回やり直しになるのか、そのちょっと今現時点での考え方を教えてください。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 一体どういう前提で駄目になるとおっしゃっているのか分からないんですけども、どういうシチュエーションでしょうか。その状況によります。当たり前ですけども。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 やはり場所が移動するという観点です。吉田地域から保育所がなくなることと同意ができないということが起こった場合です。そうなったときに基本構想は残るんだけど基本設計を次の議決になるわけなので、次の議決はそこだという話だったので、それが変更になるのか、廃案になるのか、それとも基本構想そのものがこれ以上もう進められないとなったときにその基本構想ももう一回やり直すないし、なしになるのか、基本構想はでも議決事項ではないので生きてますよになるのか、その対応の仕方を教えてください。

○石飛委員長 石丸市長。

○石丸市長 あくまで一つの仮定の話なので、その状況次第としか言いようがありません。どのような理由、どのようなシチュエーションで反対の声が上がったのか、そしてそれが議員として、民意として受け止めるかです。

保護者の方が何人か渋ってましたなどで市の未来を決めてはならない、先ほど来再三お伝えをしています。さすがに理解をされてると思います。そうではなくて、市の未来のためです。もっと具体的に言えば、まさにそのこども園に通う彼ら、子どもたちが当事者になったとき困らないような町を残すのが私たちの役目なんです。その目的に対して手段を選んでいるわけなんですけども、もう一遍繰り返しますが、最優先は安全です。安全な場所を一刻も早く確保する。これに対してどういう理屈でどういう論理で反対しようとするのか、すると想定されるのか。理解に苦しみます。

具体的なイメージが湧かないが納得いかないという意見があるかもしれませんが。だから、基本構想をもって説明に臨もうとしています。できる、できない、今判断はできません。不可能です。ただ、できるように最善を尽くす。その積み重ねしかないという点を御理解ください。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほど答弁の中に最優先は安全ですというお話がありました。おっしゃるとおりだと思います。

このスケジュールを見ると、最短で2028年ということで、それまで4

年、5年、6年、7年と、4回の出水期を迎えることになると思うんですけども、それが仮に先ほどから出ている常友だった場合はもう1年ぐらいいは延びるかもしれないというような話が出ておりますが、もちろん安全最優先なんですけれども、なぜ、では今すぐではなく、もちろんコストのところもあると思うんですが、1回延びる延びないというのは、程度の差なのかなというのも思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

程度の差ではないです。冒頭お伝えしたとおり、予算制約、財政面での優劣、これが前提としてあります。そうしたときに、二重投資は避けなければならない。箱物をぽんぽんと景気よくつくってる時代ではないんです、もはや。もう十分これまでやってきました。そんな負の遺産を彼らにまさに当事者に残すわけにはいきません。だから、複合型の施設にしないといけない。これは、今この日本において、あらゆる自治体において常識的な発想です。

もう一遍お伝えしますが、予算制約のもと、最適解を探る。優先順位は安全、ここから解を導いてください。

○石飛委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本優委員

先ほどから市長の答弁を聞いてますと、基本構想そのものをしゃべっておられるように思うんです。安全が大優先、最優先、場所がこうだと、将来的にはこうだと、これが基本構想でしょう。その中で、この基本設計を構想に沿って基本設計をしたいから、この予算補正で予算を認めてくれと言うんじゃないんですか。私は先ほどからずっと何回も市長の言い分聞いてますけども、もう基本構想そのものをしゃべっておられると思うんです。違いますか。

そっから、計画設計するための費用が要るから、この予算600万そこそこの予算を認めてくれという提案じゃないんですか。基本構想をつくるための予算ではないと私は思う。基本構想は、はあできとるじゃないですか、今、先ほどからしゃべられとる中で、と私は思うんですが、基本構想に沿った計画設計の費用が要るから認めてくれという提案じゃないんですか。

○石飛委員長

ちょっと山本優委員にお尋ねしますが、基本構想作成には規模とか施設の設備とかスキームとか形態とか、そういったものの具体的なものの提示がつくられてきます。ですから、今のところその説明は全く執行部からありませんので、それをつくるということの予算計上でございます。それでよろしいでしょうか。それでもう一度質疑をお願いいたします。

山本優委員。

○山本優委員

だから構想はもたれておるんだから、その中でどれだけの規模と場所をどこにするとかいうものをしっかり設計するための費用をここに計上されとるんだらうと私は思っておるんですが、違うんですか。

- 石 飛 委 員 長 そのとおり。
佐々木政策企画課長。
- 佐々木政策企画課長 先ほど市長が基本理念とか基本方針的なところは述べております。そういったところも含めて基本構想をまとめていくという形になります。
先ほど私言いましたけど、施設の規模でありますとか概要、スキームそういったところも含めたものが基本構想という形になりますので、その次の段階の計画というところを発言がありましたけど、その前段のあくまでも構想的なところをまとめていくというものでございます。
- 石 飛 委 員 長 山本優委員。
- 山 本 優 委 員 基本構想と基本計画の差をしっかりと認識してからやっていただきたいと思うんですが、私が思うには先ほどから言われとることが基本構想の中身じゃないかと思っておりますので、もう一度答弁を求めます。
- 石 飛 委 員 長 石丸市長。
- 石 丸 市 長 大変恐縮なんですけども、執行部は基本構想と基本計画、明確に分けて認識をしています。もし山本委員がその違いが分からないとおっしゃるのであれば、そのあたりを個別にでも聞いてください。
先ほど来、今、課長も言いましたが、私がここで申し上げたのは基本的な方針とでもいうようなかなり漠然とした状態です。明確な試算すらないと出せないというふうに申し上げました。それでは、これ以上議論のしようがないので、基本構想、今、委員長も整理してくださいましたが、詳細を並べてどんなものかイメージを固めると、それがこの基本構想です。
- 石 飛 委 員 長 質疑の途中ですが、この際13時まで休憩いたします。
~~~~~○~~~~~  
午後      0時00分    休憩  
午後      1時00分    再開  
~~~~~○~~~~~
- 石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
引き続き、企画部の質疑に入ります。
質疑はありませんか。
田邊委員。
- 田 邊 委 員 午前中に引き続き、認定こども園基本構想の件について伺います。
午前中の質疑で答弁できるものできないものいろいろありました。その中で、やはり常友住宅跡地と田んぼアート跡地の比較の具体的なものがやっぱり判断材料になるかなという思いはあります。
現状ではその金額であるとかそういったものは出せない。基本構想の中でそういったものをつくられるということだったんですけども、基本構想をつかった後にその常友住宅と田んぼアート跡地の事業費の比較というものの資料というのは、基本構想をつかった後ですよ。もらえるのかどうか、その後に基本設計の議案が出てそこで審議されるんですけども、そのときにその資料というのは出せるかどうか伺います。

- 石飛委員長 石丸市長。
- 石丸市長 ちょっと前提がよく分からないんですけども、今のお話は前に熊高委員がおっしゃった両方の基本構想をつくるという前提でしょうか。
- 石飛委員長 田邊委員。
- 田邊委員 基本構想までいかななくてもいいんですけども、田んぼアート跡地は基本構想が必要ということなので、常友住宅は概算ぐらいのいわゆる基本構想としっかりしたものでなくていいので、概算でこれぐらい総額の差がありますよというのがしっかり示されるものが基本構想をつくった後でも、それを示していただけるのかどうかをお聞きしています。
- 石飛委員長 石丸市長。
- 石丸市長 ちょっとどのあたりまで御認識、御理解がおりなのか分からないんですが、常友のほうも先ほど来お話してるとおり、具体的に詳細金額知るためにはやはり設計が必要になってきます、基本構想が。じゃないとどれぐらいの建物にして、敷地がどれぐらいあって、駐車場がどれぐらいあって、国道側の接続がどうなってるか、これはフリーハンドで書けるものじゃないので、そこには予算が必要です。それをはれという前提でしょうか。
- はらずに出せというのは私が今、今日申し上げた以上はないです。ただそれは、普通に考えて田んぼアートと常友とどっちが安くなるかはさすがに分かると思います。その金額の大小が入れ替わることはないです。
- 石飛委員長 田邊委員。
- 田邊委員 その大小が入れ替わることがないということを示してほしいんです。先ほどお話午前中もしました。常友住宅を民設民営にした場合は4分の1の費用、例えば仮に午前中10億という数字を出されたので、10億で建物をつくれます。市の持ち出しが民設民営だったら4分の1、2億5,000万、残りの7億5,000万で道路整備や旧田んぼアートの公園整備がどこまでできるのかというところが結局比較が現状できないので、そこを教えてほしいというのを再三申し上げているところです。
- それが現状だと基本構想をつくらないと出せないということなら、それを基本構想をつくった後にでも示していただけるのかというのを質問しております。
- 石飛委員長 石丸市長。
- 石丸市長 これも前お伝えしたんですけども、変数を増やすと解くのが難しくなります。なので、運営形態はこの際一旦置いています。場所だけの議論にします。
- 運営形態も入れて議論しましたら、それこそ2倍検討のオプションが増えるわけです、全てのパターンにおいて。それは切りがないのでそれを言い出したら、どのパターンなのか。なので、費用に関して場所で議論を今してきました。その際にポイントになるのはどのような敷地で、その中に建物があって、駐車場があって、道路があるか、これはもう明

らかに必要なものです。それを田んぼアートのほうでは基本構想で具体化しようとしています。常友については、現時点で費用が上回るという説明今しているとおりなので、そちらについてはつくってもしようがないという判断をしています。それでもつくれとおっしゃるのであれば、倍の予算と時間をかけてやるのも議会の判断としてするのであれば、結構です。受けます。

○石飛委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　今の田邊委員の質疑に付随するんですけれども、変数を増やすということで民設民営、公設民営の話が出てますが、その倍のコストがかかるというのは、公園の整備と認定こども園の整備、2か所あるので倍になるのかということなんですけど、仮に公設で田んぼアート公園をやることになればその差はどうなるのかというような話、単純にそれだけのことだと思うんですけれども、そうなったときにやっぱり市長の3月の答弁の中で近くにいい場所があれば当然そっちを選びますというようなことも言われていて、そこがないからこうなっているんだという話だったと思うんですけれども、変数というか公設なのか民設なのかはやってみたいと分からないというのはおっしゃるとおりだと思うんですが、仮に公設になったときは、やっぱり比較の余地が生まれるんじゃないかなと思って質問をしています。

明らかにコストが高くなるというのは前提条件を変えればそうでもないんじゃないかなというところなので、常友のほうについてしっかりと客観的な数字を出して、比較して見せていただけないのかなということを伺っています。

○石飛委員長　石丸市長。

○石丸市長　何周目かの堂々巡りなんですけど、よろしいですか。運営形態は一旦外して議論をするというふうにお断りをしました。今、南澤委員は運営形態、公設民営、民設民営、これをそれぞれに当てはめて主張されてます。それはもう決定事項なんですけど、ではないですよ。なので、決まっていないものを前提に入れては駄目です。答えがまとまらなくなりますので。複雑な連立方程式になります。なので、予算制約のもと場所を選ぶと、まず。その際に、ミニマムで必要な施設、駐車場、道路、それらの費用を比べた際に、常友と田んぼアート公園、どちらが大小かは明らかだという説明をしています。

運営形態というのはまだ決まってないので、それこそこれからの議論だと思うので、それを前提条件に入れるのは議論として正しくないです。

○石飛委員長　ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員　今の認定こども園じゃないんですけど、高校応援プロジェクト補助金が200万円追加になったんです。年度当初に200万円あったんです。これは100万円ずつ2校にそれぞれ配分して自由に使ってくださいというよう

な説明だったと思いますけど、その効果があつてまた200万円追加いうことになるんじゃないかと思うんですけど、年度当初の200万円の効果と、この追加いうところの兼ね合いを説明をお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長

まず、当初予算の200万円につきましては、吉田高等学校そして向原高等学校それぞれ1校ずつに100万円を上限に補助するものです。こちらの使途につきましては学校側のほうで、学校の魅力化でありますとか、学校の環境改善、そういったところに学校側のほうで使途を決めていただくというものでございます。

このたび補正をしております200万円につきましては、生徒会のほうにこの使途の権限を持たせるというものでございます。ルールづくりにつきましては、これからという形になりますが、学校側に使途の権限があるもの、そして生徒会に使途の権限があるもの、この二つのものでございます。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数)委員

狙いは分かりました。

次に、21ページのふるさと応援寄附推進事業費の兼ね合いですけど、委託料が4,700万から追加されるんです。これはふるさと納税が増えて記念品を出さなきゃいけないようになったというような状況から、来年3月までを推測された追加補正の予算なのか、実績に基づいて追加予算をされとるのか、そこのところを聞かせていただきたいのと、給付金が当初予定よりどんだけ増えとるんか。その辺も併せてお聞きしたいと思うんですが。

○石 飛 委 員 長

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長

ふるさと納税の目標額につきましては、当初で2億6,000万を目標としておりました。このたび補正に当たりまして、その目標額を4億円に設定をしております。先ほどの委託料の増額の件でございます。返礼品の開拓でありますとかサイトの登録、そして返礼品の事業者との契約発注、寄附者情報、そういった取りまとめを行っていただいております。

そういった経費の増額と併せまして、返礼品の品物量、送料、そういったところも増えてまいりますので、委託料のほうの増額となっております。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

先ほどの高校応援プロジェクト補助金の件について伺います。

これまで学校に使途を決めていただいていたものを生徒会にということなんですけれども、交付の要綱についてはどのような変更がありますでしょうか。

○石 飛 委 員 長

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長

申請手続であります交付に当たっての事務手続等につきましては、これまでと同様でございます。ただ、変わったところが高校側に対して、

いわゆる交付の対象者を高校に対してのものと生徒会に対して、そういったところの区分けを設けるというものでございまして、手続自体は変わっておりません。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。
南澤委員。

○南 澤 委 員 100万円ずつ各校にということだと思うんですけども、これはいつまでに使ってもらおうというような話でお渡しするんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 このたび補正する200万円につきましては、現在の生徒会のほうに権限を付与するということでお伝えしております。補助金のほうをちょっと繰り越しをいたしまして、来年の1学期、今の生徒会の任期が終わるまでに使っていただくということで考えております。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 生徒会の任期ということで分かりました。
新しい取組であると思うんですけども、この取組の評価というのはどのように行う予定でしょうか。

○石 飛 委 員 長 佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 これまでのものでしょうか、それとも今からやる分でしょうか。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 今から生徒会に任せる分の評価で、また次年度以降どのように考えるかというところ併せて次に聞こうと思っております。

○石 飛 委 員 長 佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 まだこれからでございます。評価というのは、まだ具体的にどういったことで評価するかというのは決めておりませんが、今の生徒会の任期が来年の1学期という形になりますので、事業実施が終わった後に執行部のほうに対して事業実績報告といいますか、そういった報告会を設けたいというような考えで今検討を進めております。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これで企画部に係る質疑を終了いたします。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時16分 休憩

午後 1時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。

続いて、消防本部に係る補正予算について要点の説明を求めます。
近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 それでは、消防本部に係る補正予算について要点を説明します。
予算書の39ページをお開きください。

説明欄中段の消防総務管理費140万2,000円の増額の主なものは、来年

度新規採用予定者2名分の消防活動に必要な被服などの消耗品費です。

次に、火災予防事業費12万6,000円の減額は、公用車更新に伴いリース料確定によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、要点の説明を終わります。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、消防本部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時18分 休憩

午後 1時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。
続いて、市民部に係る補正予算について要点の説明を求めます。
内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、市民部に係る要点の説明をいたします。
予算書の23ページをお願いいたします。
説明欄の中段下、賦課徴収費5万9,000円は、預貯金調査に必要な手数料を増額するものです。

27ページをお開きください。

説明欄の下段、人権推進事業費27万9,000円の主なものは、ファミリーシップ制度の市民周知に必要なポスターなどの印刷費などを増額するものです。

29ページをお願いいたします。

説明欄の上段、人権福祉センター運営事業費10万6,000円は、人権福祉センターで使用する暖房機器の燃料費を増額するものです。

31ページをお願いいたします。

説明欄の下段、動物管理指導事業費12万3,000円は、野良猫増加防止対策に使用するキャリーケースなどの購入費を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、要点の説明を終わります。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、市民部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時21分 休憩

午後 1時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。

続いて、福祉保健部に係る補正予算について要点の説明を求めます。
井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

それでは、要点の説明をいたします。

予算書のほう25ページをお開きください。

3款民生費の説明欄、生活困窮者自立支援事業費の増額27万5,000円は、27ページをお願いします。2022年、国県支出金の事業実績による精算により、超過分を国県に返還するものです。

以下、説明欄に記載の「国県支出金等精算返還金」とあるのは、全て同様の理由により補正するものでございます。

上段に戻っていただきまして、国民健康保険特別会計繰出金167万8,000円の増額は、事業の執行見込みによるものです。増額の主な要因は、特別会計における一般管理費、職員人件費の増額によるものです。

障害者自立支援介護給付事業費104万円の増額は、障害福祉サービス等報酬改定に伴う電算システム改修に係る業務委託料です。

介護保険特別会計繰出金251万4,000円の増額は、事業の執行見込みによるものです。増額の主な要因は、特別会計における一般管理費、介護保険システムの改修委託料の計上によるものです。

後期高齢者医療事業費1,538万4,000円の増額の主なものは、2022年度の療養給付費の精算に伴い、不足分を後期高齢者医療広域連合へ追加負担金として支出するものです。

続いて29ページをお開きください。

公立保育所管理運営費361万7,000円の増額の主なものは、短時間会計年度任用職員の雇用による報酬及び通勤費の増額です。

工事請負費117万2,000円は、吉田保育所の床面の工事に係るもので、工事規模に伴って、支出費目を需用費修繕料から工事請負費に組み替えるものです。

なお、修繕料として、八千代保育園の湧水処理7万7,000円及びふなさ保育園のトイレ修繕に係る費用8万8,000円を計上しているため、組み替えに際して16万5,000円の差額が生じています。

子育て支援センター運営費745万2,000円の増額の主なものは、母子生活支援施設入所委託料の見込額の増額によるものです。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、ひとり親世帯分の支給見込みにより、60万円を増額としております。

続いて31ページをお開きください。

生活保護扶助費3,935万3,000円の増額の主なものは、生活保護における介護扶助費、医療扶助費の今年度上半期の実績から下半期の必要額を見込み、それぞれ不足額を増額するものです。

続いて4款衛生費、説明欄中段の母子保健事業131万4,000円の増額は、産後ケアにおける短期入所型、通所型、居宅介護型の事業が増加見込みになったことによる委託料の増額です。

成人支援事業費9万2,000円の増額は、人事院勧告に伴う会計年度任用

職員報酬の増額によるものです。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費2,976万円の増額は、個別接種促進支援のための医療機関への補助金620万円と、2022年度事業実績に伴う国県への返還金を計上するものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、福祉保健部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時29分 休憩

午後 1時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

ここで、議案第86号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を行います。

議案第87号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 それでは、要点の説明をいたします。

まず、歳入ですが、8ページ、9ページをお願いします。

3款1項県補助金3,450万円の増額は、保険給付費の増額に伴う県普通交付金の増額です。

5款1項他会計繰入金167万8,000円の増額は、職員給与費の変動に伴うもの及び今年度1月に施行される産前産後保険料免除制度に係る一般会計繰入金の増額です。

2項基金繰入金2,914万8,000円の減額は、前年度決算による繰越金の一部を財源充当することにより、国保財政調整基金からの充当分を減額するものです。

6款1項繰越金3,787万6,000円の増額は、前年度決算に伴う剰余金を繰越金として計上するものです。

続いて歳出です。11ページをお願いします。

説明欄、一般管理費167万3,000円の増額は、人事院勧告に伴う一般職員及び会計年度任用職員の人件費の増額によるものです。

一般被保険者療養費250万円及び一般被保険者高額療養費3,200万円の増額は、上半期給付費実績に基づく年間見込みによる補正でございます。

一般被保険者医療給付費分から保健衛生普及費分まで記載の「財源組替」は、当初予算において国保の財政調整基金を財源としていた支出費目に前年度決算に伴う繰越金の一部を充当し、財源を組み替えるもので

ございます。

13ページをお願いします。

財政調整基金積立金299万2,000円の増額は、前年度決算に伴う繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものです。

その他償還金440万8,000円の増額は、前年度の特定健診等費用に係る県からの普通交付金及び国県特別交付金の精算によるものです。

一般会計繰出金133万3,000円の増額は、前年度職員給与費繰入金に係る一般会計への返還金です。

以上で、要点の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、要点の説明を終わります。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 先ほど説明にあった産前産後のやつは議案94号の国民健康保険条例の一部を改正する条例のことだと思うんですけども、そこは歳入の部分は2ページの説明であったんだけど、歳出のほうには記載はないんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 産前産後の保険料の軽減につきましては、一般会計から繰り入れた部分については軽減分を繰り入れます。それと、歳入のほうで国保税として徴収したものを合わせて納付金として県に支払うという形になっておりますので、これを特に予算として計上することはありません。納付金の中に含まれているという御理解でお願いします。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これで質疑を終了し、議案第87号の審査を終了いたします。

続いて、議案第88号「令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長

○井上福祉保健部長 それでは、要点の説明をします。

歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

4款1項繰越金1,151万4,000円の増額は、前年度の決算剰余金を繰り越すものです。

続いて歳出です。11ページをお願いします。

説明欄、後期高齢者医療広域連合納付金1,049万2,000円の増額は、前年度の後期高齢者医療保険料及び還付金の精算に伴う広域連合納付金の追加分です。

一般会計繰出金102万2,000円の増額は、前年度決算に伴う繰越金から広域連合への追加納付金を差し引いた残額を一般会計へ繰り出すものです。

以上で要点の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で要点の説明を終わります。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第88号の審査を終了します。

続いて、議案第89号「令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 それでは、要点の説明をします。

まず、歳入ですが、8ページ、9ページをお願いします。

3款国庫支出金201万1,000円の減額、4款支払基金交付金240万4,000円の減額、5款県支出金161万6,000円の減額は、介護給付費の執行見込額の減額に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金負担分が減額となるものです。

8款1項基金繰入金1,767万8,000円の減額は、前年度決算による繰越金の一部を財源充当することにより、介護給付準備基金からの充当分を減額するものです。

同じく2項一般会計繰入金251万4,000円の増額の主な理由は、人件費等の総務管理費の増額に伴うものです。

9款繰越金2億6,666万6,000円の増額は、前年度決算剰余金を繰り越すものです。

続いて歳出について、11ページをお願いします。

説明欄、一般管理費3,147万8,000円の増額の主なものは、制度改正に対応するシステム改修委託料と前年度決算に伴う精算として、一般会計への返還金を計上するものです。

居宅介護サービス給付費から13ページの高額医療合算介護サービス費地域支援事業分までにつきましては、今年度の介護給付費及び地域支援事業費の上半期実績を精査し、サービス費目ごとの見込額を補正するものです。

15ページをお願いします。

介護給付費準備基金積立金1億995万5,000円の増額は、前年度決算に伴う繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

償還金1億1,264万9,000円は、前年度の介護給付費等の精算に伴う国県支出金等返還金を計上するものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、要点の説明を終了します。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第89号の審査を終

了します。

以上で、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を終了しました。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時40分 休憩

午後 1時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、再開します。

これより、議案第86号一般会計補正予算の審査を再開します。

産業部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

それでは、産業部に係る要点を説明します。

補正予算書23ページをお開きください。

説明欄上段、外郭団体等運営指導事業費261万8,000円の増額の主なものは、土師ダムサイクリングターミナル厨房機器の経年劣化に伴う修繕料116万1,000円の増額、道の駅三矢の里あきたかたの施設改修に係る調査設計監理委託料402万7,000円の減額。また、神楽門前湯治村設備の落雷被害による維持修繕工事518万6,000円の増額です。

33ページをお開きください。

説明欄中段下、営農体制の整備に要する経費958万3,000円の増額の主なものは、最下段、担い手育成事業費において、35ページ上段を御覧ください。県の補助事業に係るクリーンカルチャーグループ施設の内張りカーテン更新による施設園芸エネルギー転換補助金693万円の増額、市単独事業の機械導入助成において申請件数が当初の予定を超えたため、担い手機械等整備支援事業補助金222万9,000円を増額するものです。

その下、農業用施設維持管理費151万3,000円の増額の主なものは、廃止したため池の下流水路整備に係る県費補助の工事請負費130万円です。

中段、広島の新森づくり事業費227万1,000円の増額は、環境貢献林整備において、雪害等により申請面積が増加したことによる森林整備補助金の追加です。

説明欄下段、商工業振興事業費480万円の減額は、中止した事業に関連した地域おこし協力隊に係る地域連携推進業務委託料です。

その下、商工業振興施設管理運営費99万円の増額は、八千代町フォルテ自動ドアの老朽化による故障に係る修繕料です。

その下、企業立地推進事業費247万7,000円の増額の主なものは、37ページ上段を御覧ください。このたび、新規の起業予定があったため、起業支援事業補助金240万円を追加するものです。

43ページをお開きください。

最下段、林業施設災害復旧費220万円の増額は、令和3年被災の林道長者原線災害復旧工事において、補助対象外となった堆積土砂撤去に係る工事請負費です。

- 以上で、説明を終わります。
- 石 飛 委 員 長 以上で、要点の説明を終わります。これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
熊高委員。
- 熊 高 委 員 長 まず最初に、23ページの外郭団体の関係で落雷による修繕工事、これは具体的にはどういう内容なんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田商工観光課長。
○松田商工観光課長 修繕料のほうでございますが、今年の7月27日の夕方17時頃になろうかと思いますが、神楽門前湯治村周辺でかなり落雷被害があったということになっております。その中で落雷被害による施設の修繕が必要になりました。
主なものは、神楽ドーム放送設備に雷が入りました。併せて神楽ドームの監視カメラ等そういったものに大きな被害が出ております。これを修繕するものでございます。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
熊高委員。
- 熊 高 委 員 長 次に、35ページの上段のほうにあります施設園芸エネルギー転換事業補助金、これの具体的な内容についてお伺いしたいと思います。
- 石 飛 委 員 長 稲田地域営農課長。
○稲田地域営農課長 この事業につきましては、県の事業になります。
原油価格高騰等の生産コストの増大に係り施設園芸において経営を圧迫していることから、燃油使用量の低減に資する省エネ機器等の導入を支援し、農業経営の安定を図るということでこのようなハウスの中に内張りのテントをして省エネ効果を図るという事業に対して、県の事業で行うものとなります。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
○熊 高 委 員 長 具体的に何件ぐらいの対象なんでしょうか。
○石 飛 委 員 長 稲田地域営農課長。
○稲田地域営農課長 カルチャーグループのトペコさんのほうで要望されております。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
○熊 高 委 員 長 どのくらいの面積が対象になるんですか。
○石 飛 委 員 長 稲田地域営農課長。
○稲田地域営農課長 規模は特にはないんですが、施設園芸をされてるところという形になります。
- 石 飛 委 員 長 稲田地域営農課長。
○稲田地域営農課長 今回、トペコさんにつきましては、全体事業費として1,524万6,000円に対して消費税をのけた部分の2分の1を補助するという形になってます。
以上です。

- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 同ページの商工業振興事業費の地域おこし協力隊の関係というふうにおっしゃったんですが、この内容についてもう少し詳細をお聞かせください。
- 石 飛 委 員 長 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 商工業者等を地域連携推進業務といたしまして、道の駅を起点に良品計画と事業を計画しておりましたが、こちらの見直しによる減額でございます。官民連携事業の核として地域資源の活用、商品開発、そういったところを地域おこし協力隊に担っていただくというような事業でございました。
- 以上でございます。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 無印良品との連携というのが、今回店舗の予算が削減されました。その関係で無印とはこれで連携協定もあるんだと思うんですが、その辺の兼ね合いはどのようになっておるのでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 連携協定のほうにつきましては引き続き行っておるというところでございまして、今後また業者のほうで話をしながら新たな取組、そういったところを計画していければというふうに考えてるところでございます。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 37ページの一番上段ですけれども、起業支援事業助成金が追加されておりますが、具体的にはどこがどういうふうに追加になってきたのでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 企業支援事業補助金でございます。いわゆる起業でございます。新規に1件の申請がございました。
- 具体的にはまだ確定しておりませんので、公表を控えさせていただければと思いますが、安芸高田市内の方が新たに企業を起こすということになっております。
- 以上でございます。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 詳しくはまだということですが、何系なのでしょうか。そこも言えませんか。
- 石 飛 委 員 長 松田商工観光課長。
- 松田商工観光課長 サービス業になります。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 秋田委員。
- 秋 田 委 員 35ページの農業用施設維持管理費について伺います。
- 御説明では、これ県費補助で廃止ため池の整備ということでございま

した。130万円県費ですが、9月補正のときも300万円の補正があったと思います。そのときに、たしか整備しなきゃいけないため池が71か所とか説明があったと思うんですが、今回の130万円で整備されるのも含めて全部終わるのか、まだ残りのため池がかなりあるのか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長

森田農林水産課長。

○森田農林水産課長

農業施設整備維持管理費でございますけれども、これは廃止したため池の下流水路ということで、一旦ため池をV字でカットして水がたまらないようにします。しかしながら、そこには水が流れ込んできますので、その水を安全に流すと下流へ放流するというものの水路の整備でございます。

9月のときに話をさせていただきましたけれども、71件要望がございます。昨年度末まで40件、今年で4件完了をしております。残りにつきましては、県費予算なので県との予算の兼ね合いもございますけれども、なるべく早く要望を聞いていただけるように交渉しておるところでございます。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、産業部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時54分 休憩

午後 1時56分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、再開します。

続いて、建設部に係る一般会計補正予算について要点の説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長

それでは、建設部に係る要点の説明をします。

補正予算書の21ページをお願いします。

説明欄上段の市営駐車場管理事業費11万5,000円の増額は、会計年度任用職員の報酬等を補正するものです。

31ページをお開きください。

説明欄下段の浄化槽整備事業特別会計繰出金81万8,000円の減額は、特別会計の補正によるものです。

次に、コミュニティ・プラント整備事業特別会計繰出金2万5,000円の減額は、特別会計の補正によるものです。

33ページをお開きください。

上段の清流園管理運営事業費640万円の増額は、汚水処理機器の修繕によるものです。

中段の農業集落排水事業特別会計繰出金114万円の減額は、特別会計の補正によるものです。

37ページをお開きください。

中段の県委託県道道路維持費560万円の増額は、県道維持に係る委託料を補正するものです。

その下、橋梁維持費は、事業進捗に伴い、委託料から工事請負費へ1,050万円を組み替えるものです。

その下、都市計画総務管理費43万9,000円の減額は、会計年度任用職員の報酬等を補正するものです。

39ページをお開きください。

上段の住宅建設費12万4,000円の増額は、会計年度任用職員の報酬等を補正するものです。

以上で、建設部の補正予算の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、要点の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
南澤委員。

○南 澤 委 員 37ページの県委託、県道道路維持費の増額560万は、どこの路線がなぜ委託料が必要だったのかというのを御説明を詳しくお願いします。

○石 飛 委 員 長 登田建設課長。

○登田建設課長 路線は県道移譲を受けております20路線全てでございます。理由といたしましては、物価高騰措置によりまして交付金の追加ということになります。
以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
熊高委員。

○熊 高 委 員 同じページの今の下の橋梁維持に関する経費の費目の組み替えをした理由についてお伺いしたい。

○石 飛 委 員 長 登田建設課長。

○登田建設課長 報酬設計業務、そちらの入札残によりまして事業進捗を図るため工事費のほうへ組み替えを行いました。
以上です。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 ちょっと意味がすぐ理解できんですが、補修費が余ったから工事費のにしたというその背景をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 登田建設課長。

○登田建設課長 当初、補修設計業務、補修設計の工事に伴う設計業務で予算しておりましたが、入札残そちらが出ましたので業務のほうから今の工事費、そちらのほうへ組み替えを行ったということでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 ますます私は分らんのですが、もともとの補修費というところは

この橋梁維持費の中のということですか。その中で移動したというか、ちょっと難しいんですけど私には。

○石 飛 委 員 長 登田建設課長。

○登田建設課長 委託費から工事請負費へ組み替えを行っております。
〔発言する者あり〕

○石 飛 委 員 長 登田建設課長。

○登田建設課長 もともと工事費で4橋契約しておるんですが、工事のほうが事業費ちょっと膨らんできましたので、組み替えを行っております。
以上です。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 委員長、あれで分かりましたか。私はちょっと理解できんのやけども。
〔発言する者あり〕

○石 飛 委 員 長 河野建設部長。

○河野建設部長 橋梁補修を施工するに当たりまして、橋梁補修が必要な箇所15か所を工事をするための設計の委託料として当初発注をかけました。その発注に伴う入札残が出ておりました。それをもとに工事を発注いたしまして、工事を進めていく段階で変更増が出てまいりましたので、委託料の現在ある金額を工事費に組み替えをして工事を完了させていくと、こういうことでございます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、建設部に係る一般会計補正予算の質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時04分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。

ここで、議案第86号の審査を一時休止し、建設部に係る特別会計補正予算の審査に移ります。

議案第90号「令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 それでは、要点の説明をします。

補正予算書9ページをお開きください。

歳入です。

説明欄、下水道使用料48万円の増額は、料金改定に伴い使用料を補正するものです。

その下、一般会計繰入金114万円の減額は、歳入及び歳出の補正に伴

うものです。

11ページをお開きください。

歳出です。

説明欄、一般職員人件費66万円の減額は、人事異動によるものです。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第90号の審査を終了します。

続いて、議案第91号「令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

○河野建設部長 要点の説明をします。

補正予算書の9ページをお開きください。

歳入です。

説明欄、浄化槽使用料93万円の増額は、料金改定に伴い使用料を補正するものです。

その下、一般会計繰入金81万8,000円の減額は、歳入及び歳出の補正に伴うものです。

11ページをお開きください。

歳出です。

説明欄、施設建設費11万2,000円の増額は、会計年度任用職員の報酬等を補正するものです。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第91号の審査を終了します。

続いて、議案第92号「令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 要点の説明をします。

補正予算書9ページをお開きください。

歳入です。

説明欄、下水道使用料2万5,000円の増額は、料金改定に伴い使用料を補正するものです。

その下、一般会計繰入金2万5,000円の減額は、歳入及び歳出の補正に伴うものです。

以上で説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第92号の審査を終了します。

続いて、議案第93号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長

要点の説明をします。

補正予算書10ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入です。

1目1節下水道使用料108万円の増額は、料金改定に伴い使用料を補正するものです。

3目1節消費税還付金9万9,000円の減額は、今回の補正によるものです。

続いて支出です。

主なものとして、3目総係費19万円の増額は、人事異動によるものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了し、議案第93号の審査を終了します。

以上で、建設部に係る特別会計補正予算の審査を終了しました。

ここで、説明員交代のため、14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、再開します。

これより、議案第86号一般会計補正予算の審査を再開します。

教育委員会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長

それでは、要点の説明をいたします。

41ページをお開きください。

説明欄上のほうから、学校教育総務管理費追録・図書費1,114万6,000円の増額は、小学校の指導者用デジタル教科書、全小学校13科目分の購入費になります。

その下、学校支援体制整備事業費36万9,000円の増額は、教職員の業

務改善のため、吉田中学校に給食支援員を配置する経費として人材派遣委託料を増額するものです。

続いて中ほど、小学校施設・設備等管理整備事業費の増額の主なものは、電話設備や空調設備等の修繕料と来年度、避難所に指定されている小学校体育館にエアコンを設置するための設計委託料及び老朽化している小学校の児童用の机、椅子を更新するための備品購入費を追加するものでございます。なお、この机、椅子の更新については、3年間で全ての小学校児童分を更新する計画です。

続いて、中学校施設・設備等管理整備事業費の増額の主なものは、特別支援教室の間仕切り設置と学校施設内の舗装工事のための工事請負費を追加するものです。

最後に43ページをお願いします。

中段少し下の給食センター運営事業費は、調理器具類の修繕料119万9,000円と劣化している食缶の蓋を購入するため備品購入費73万2,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 41ページ、小学校施設・設備等管理整備事業費の17節備品購入費のところで机、椅子を老朽化してるものから3年間で全部更新していくということだったんですけども、机については一人1台パソコンが入るようになって机のサイズが手狭になってるというような話が従前あったかと思いますが、このあたりは何かこの更新で解消されるものなんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 内藤教育総務課長。

○内藤教育総務課長 このたびの更新でまず、新J I S規格というものに更新をします。サイズがちょっと大きいものになります。それからG I G Aスクールポケットといってクロームブックとかがさせるようなものもセットで購入しますので、転落防止対策等も行います。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 同じ41ページの学校教育の一般管理費の中で給食支援員という言葉が出たんですが、これについてももう少し詳細に示していただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長 津賀山学校教育課長。

○津賀山学校教育課長 まず、給食の準備や片づけを含め、生徒への給食指導は教員が担うべき業務となっています。これらの業務をサポートしていくため、3学期から吉田中学校に給食支援員2名を試行的に配置するものです。

給食支援員の配置は、教職員の負担軽減はもとより本質的には教職員

の休憩時間を確保していくことを目指しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

試行ということなんでこの結果によって全学校に順次示していくのかなという気はしますが、そういう受け止め方でよろしいでしょうか。

○石 飛 委 員 長

津賀山学校教育課長。

○津賀山学校教育課長

吉田中学校での試行的実施を経て、段階的に他校への導入を検討していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

41ページ需用費のところで小学校へのデジタル教科書を13校分という説明だったと思うんですけども、このデジタル教科書を使うのはもう今年度中からスタートというスケジュールなんではないでしょうか、それとも来年度に向けてということでしょうか。

○石 飛 委 員 長

津賀山学校教育課長。

○津賀山学校教育課長

まず、小学校、中学校の教科書は原則として4年ごとに採択替えを行います。今年度、2024年度から小学校で使用する教科書の採択を行いました。したがって、今回指導者用デジタル教科書を整備いたしますが、これは2024年度から使用をしていきます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

先ほどの給食支援員の件なんですけれども、他の自治体でこういったものを導入している事例というのはございますでしょうか。

○石 飛 委 員 長

津賀山学校教育課長。

○津賀山学校教育課長

近隣の自治体を調べましたら、北広島町で実施をされております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、教育委員会事務局に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時27分 休憩

午後 2時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、再開します。

続いて、議会事務局に係る補正予算について要点の説明を求めます。

毛利議会事務局長。

○毛利議会事務局長

それでは、議会事務局に関する補正予算について説明いたします。

補正予算書19ページをお願いいたします。

議会調査事業費105万円の減額は、今年度中の政務活動費申請実績による不用額の見込額の減額でございます。

以上で、議会事務局に関する補正予算の説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、議会事務局に係る質疑を終了します。

以上で、議案第86号の審査を終了します。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時29分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、再開します。

議案第86号に対し、芦田委員から修正案が提出されております。

修正案と議案第86号を併せて議題とします。

修正案について、提出委員の説明を求めます。

芦田委員。

○芦 田 委 員

議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案について説明いたします。

修正は、歳出予算、認定こども園基本構想作成業務に係る委託料予算額613万8,000円を削除するため、所要の修正をするものであります。

提案理由を申し上げます。

当該事業は、吉田保育所、みつや保育所、吉田幼稚園を統合し、現在地から約5キロメートル離れた吉田地区外の可愛地区にある旧田んぼアート公園予定地に公園と一体型の認定こども園を整備するための基本構想を作成するものであり、令和5年度の当初予算案から議会が削除した基本構想策定費を12月議会の補正予算案に再計上するものです。

二つの保育所と一つの幼稚園は背後が急傾斜地で土砂災害の特別警戒区域に指定されており、候補地としてより安全性の高い場所への移転を検討することが前提となることは言うまでもありません。しかし、市の提案する旧田んぼアート公園予定地は、吉田地区外の可愛地区にあり、現在の保育所、幼稚園からは約5キロメートルも離れ、自動車を所有せず徒歩や自転車で送迎している保護者は利用が困難となります。ひとり親家庭、高齢者の介護など、家庭内の諸事情、また、雇用形態も正規・非正規雇用、フルタイマー・パートタイマーなどに加えて、共働きなど働き方にも多様性があります。移動距離が長くなることで送迎にこれらが大きな壁になることが十分考えられます。

施設を移転すれば、約150人にも及ぶ子どもたちが吉田地区から可愛地区に通園することになりますが、複数の子どもがいる家庭では保護者

は子どもたちを小学校や児童クラブ、保育所と別々の場所へ送迎しなければなりません。今でさえ、仕事の前後の子どもたちの送迎は保護者の大きな負担となっているのに、吉田小学校から約5キロメートル離れている吉田地区外の可愛地区にある旧田んぼアート公園予定地では、ますます負担が増加するのは明らかです。もちろん、そこには送迎に伴う安全上のリスクも高まることになります。保育所規模適正化推進計画にある「1小学校区に1保育所を基本とする」原則を崩すことについては、慎重に慎重を期すべきではないでしょうか。

2023年10月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数で、吉田町の人口を見ると、外国人を含め安芸高田市の総人口2万6,746人に対し、1万96人で37.7%を占めています。吉田小学校区である吉田・丹比地区は5,588人で、吉田町の人口の55.3%で半数以上を占めています。

市役所、文化施設、警察・消防機関、医療機関、商工業施設など、安芸高田市の主な都市機能は、吉田町に集中しており都市計画マスタープランでも中心拠点として位置づけられています。

その中心拠点、吉田地区から可愛地区へ保育所・幼稚園の移転が実施されると、子育ての最も重要な施設が安芸高田市で最大の人口を持つ吉田町の中心地からなくなることになります。子育てに関わる大きな空白地域をつくることになり、子育て支援の取組、人口減少の歯止めなど安芸高田市の将来の都市計画にも影響を及ぼすのではないかと危惧されます。

前回3月の否決以降8か月が経過しますが、保護者、既存事業者、地域住民への理解を得るための丁寧で誠実な対応がされているとは考えられません。吉田地区外の可愛地区にある旧田んぼアート公園予定地は、1歳未満から6歳まで子どもの幅広い年齢や保護者の多様な就労状況などを考慮すれば、子育て支援の取組とはかけ離れていると言わざるを得ません。

移転について経済効率性の視点は重要な要素の一つではありますが、利用者が置き去りにされることなく、子育て支援最優先で検討すること、保護者など関係者が安心して働ける環境を整えることこそ最重要課題です。顕在化した諸課題、諸問題を解決しないまま基本構想策定に着手することは到底容認できません。

よって今回の認定こども園基本構想策定業務委託料の補正予算を削減する修正案を提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で、説明を終わります。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

修正案の歳入のところなんですけれども、歳入地方交付税の減額で対応されるというふうに書いてあるんですが、この地方交付税の減額というのが可能なんですか。

- 石 飛 委 員 長 答弁を求めます。
芦田委員。
- 芦 田 委 員 可能だと確認しておりますので、そのようにしました。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
熊高委員。
- 熊 高 委 員 何回まで大丈夫なんですか。3回まで大丈夫なんですか、質疑は。
○石 飛 委 員 長 質疑は一問一答で、だから何回でもできることはないと思います。
○熊 高 委 員 ではまず1点、送迎等の課題があるというふうに指摘をされましたが当然これは出てくると思います。小学校統合等においても通学、こういったことが大きな課題となっております。ちょうど高宮の小学校が統合した流れがありますけども、その結果、今年度で川根小学校が3校統合に向かって動いてます。その中でも通学については慎重に、そして詳細に確認をしながらやっております。当然変化があれば、そういったことも基本構想、あるいはそういった流れの中で当然すべき課題だと思えますので、そこはあんまり心配することはないというふうに私は思うんです。5キロという距離が長いのか短いのか、あるいは登園バスとかそういったものを条件とするとかそういった議論がこれからなされると思って私はあまり心配はしておりませんが、それについてどのように見込みをされておるのか、お伺いしたいと思います。
- 石 飛 委 員 長 答弁を求めます。
芦田委員。
- 芦 田 委 員 保育所の送迎についてはどの保育所もやるようになっていないということを確認しておりますので、現時点では保育所の送迎はないので通園には大変、車を持っておられない方は非常に困難であるということで今日申し述べました。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
○熊 高 委 員 現状はそうかも分かりませんが、この基本構想を含めて新しい取組の中でそこらは議論ができるという、むしろ、そういったことを条件に統合していくということも逆に可能だと思うんです。そういったバスの運行、そういったものも要望しながらより保護者あるいは子どもたちが通園しやすいような、そういったことを逆につくっていける可能性が私は高いと思っておりますが、改めてお伺いしたいと思います。
- 石 飛 委 員 長 芦田委員。
○芦 田 委 員 小学校とか中学校とか学校の始まる時間、終わる時間が決まれば送迎も比較的簡単にできるかも分かりませんが、保育所は2か月の子どもからいるので自分で乗っていける子もいますし、保護者がついていかなないと乗れないという状況があります。
時間が7時から来られるのが先ほど言いましたように学校と違って、保護者がさっきも言いましたフルタイマーの人もおられればパートタイ

マーの人もおられる。非正規の方、正規雇用の方もおられて子どもを連れていく時間帯も様々です。そのために、例えば、お太助ワゴンとかを使うにしても非常にわずかの人数でも行ったり来たりする必要もあって、非常に送迎のための費用が結構かかってくるようになる。また、帰りの時間帯もそうです。仕事が終われる時間がそれぞれ違うので、非常に送迎に対応していくというようなコスト的にも難しいものがあるんじゃないかと私は思っております。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 いろいろ形態といいますか、各都市部も含めて中山間地域も含めて、運送形態といいますか、そういったものは新しい形というのはつくっていける。小学校とは違うとおっしゃるけども、基本的には子どもたちを安全に登園させる。そういったことというのは可能だと思います。

最近バスに置き去りをしたというような事故もありますけども、そういったことは基本的にきちとした体制の中でやることは当然必要ですけども、そういった形態を他の市町を見的过程中でそういったことが不可能だというふうに私は思いませんので、反対理由にはならんのかなという気がします、改めてお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 芦田委員。

○芦 田 委 員 コストのことを考えなければ確かにできると思いますが、先ほども予算の件でも市長からもやっぱりコストをまず考えていかなければいけないという話がありましたけど、そこらを加えて検討したときには非常に難しい問題があるんじゃないかと私は思っております。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 当然コストがかからないように一定のしほりをする必要があろうと思いますんで、そこらは具体的に検討する中で見えてくるとと思いますんでこれ以上の議論はしませんが、もう一点、人口動態にも影響してくるといふような内容の発言がありましたが、これについては、どのような見通しの中でどのように人口動態が変わっていくのか、というのをお聞かせいただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長 芦田委員。

○芦 田 委 員 人口動態が変わるというのは、ちょっと私が今日理由を説明した中に、人口動態というのはどこの説明のところであつたのかちょっと私が思いつかないんですけど。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 送迎等の課題の後に私がメモしとるんで、多分そのあたりになつたのかなと。私の聞き間違いかも知れませんので、そこのところあんまり質問ではありませんけど、ありましたか。よろしいですか。

○石 飛 委 員 長 芦田委員。

○芦 田 委 員 ここでよろしいんでしょうか。子育ての最も重要な施設が安芸高田市で最大の人口を持つ吉田町の中心地からなくなることになり、子育てに関わる大きな空白地帯をつくることになり、子育て支援の取組、人口減

少の歯止めなど安芸高田市の将来の都市計画にも影響を及ぼすのではないかと危惧されますというところかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○熊 高 委 員 はい。

○石 飛 委 員 長 芦田委員。

○芦 田 委 員 マスタープランにもありますように、ここ吉田町の安芸高田市の中心拠点となっております。この中心拠点には若者だけでなしに拠点に人がどんどん入り込むような地点になるようにということが書いてありますけど、この中心拠点に保育所も幼稚園もなくなるということになると、若い人がこの安芸高田市の中心拠点にここを住んで子育てをしたいよなというふうに思うでしょうか。

若い人はまず家を建てたりするのも、子どもが保育所へ行ったり、幼稚園行ったり、小学校へ行ったり、そういう便利のいいところへまず建ててそこへ住もうと思うんだと私は思うんです。だから、そういう面で保育所も幼稚園もないということは非常に中心拠点としてはふさわしくないと、保育所、幼稚園は絶対にあるべきだと、私は思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 吉田町が中心拠点とあるべきだというふうに今おっしゃいますが、果たしてこの吉田の中心地として区画整理も含めて計画的にまちづくりがされてきたのかどうか、そういった視点で見ると住宅等もある程度無計画に建っていつております。そういった流れを整理整頓するためにも、一定のスマートシティー化ということも出ておりますが、そこらを考えていくことによって、新しい都市機能が生まれていく可能性が今回の事業ではあると思うんです。

そういった視点からしても今日もいろいろ議論がありましたが、魅力的な公園がついたハイブリッド型の施設ができる。むしろそのことによって人口動態は移動するかも分かりませんし、その場所から先ほどの通園するという形をきちっとすればいけるかも分からんし、そういった視点を持っていけば変わることによってメリットは出てくるけどもデメリットというのは出てこないというふうに私は見てとったといえますか、これまでの説明を聞いて思ったんです。

だから、芦田委員がそういった見方をされるというのが、私と見方の価値観が違うのか分かりませんが、私はそんなに心配はしておりませんので、もう少し具体的にそういった可能性があるということに言及していただければありがたいです。

○石 飛 委 員 長 芦田委員。

○芦 田 委 員 先ほど熊高委員も言われましたけど、ここはもう熊高委員と私の考え方の違いなんで、どうしようもそれはないと思います。

それと、都市機能に対しては、私は今ここで答える立場にはありませんので、その件をどうするこうするというのは答えることができません。

以上です。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

その件は了解しました。

考え方としてということで今お答えいただいたんで、これも答えていただけるかどうかは別にして、今の状況、特に安全性の問題からこの事業の考え方が発動しておりますので、そういったことを含めてこの課題をどうするかということから、変化をする必要があるというのが3月から今日の説明まで一貫して私は受けとめることができたんで、その辺は芦田委員のほうはそのように受け止めていくことはできないということでしょうか。

○石 飛 委 員 長

芦田委員。

○芦 田 委 員

今のちょっと質問の意味がよく分からなかったので、もう少し分かりやすく質問していただければと思います。

○石 飛 委 員 長

熊高委員。

○熊 高 委 員

課題があるからこそ変化を求めて言っておるのではないか、というふうに今回の事業について私は受け止めております。それは私の考えが間違っているのかどうか、芦田委員のお考えをお伺いしたいということです。

以上です。

○石 飛 委 員 長

芦田委員。

○芦 田 委 員

課題があるから変化を求めるいうようないろんなことで変化を求めることは大変いいことだとは思いますが、今回も田んぼアート公園のところに吉田保育所、みつや保育所、幼稚園が、その課題解決のためにここの保育所にいる者が5キロ先まで行くようになるというのは、決して課題解決には私はならないと思います。もう一つ新たな課題が生まれるだけです。

以上です。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

今回の認定こども園の件、今ある吉田の3園の幼稚園、保育所の移転については必要なことという認識を提案理由の中で述べていらっしゃいます。

今回、認定こども園の基本構想の案を予算を落とすとなると移転の必要はある。だけどそこじゃない、田んぼアートじゃないということになるというふうに思います。そうなったときに、どのようにその移転を進めていけばよいというふうにお考えでしょうか。

○石 飛 委 員 長

南澤委員にお伺いしますが、修正案に対しての質疑をしていただいて、今後の方向性というものは質疑にはならないと思いますが。それは、改めてみんなで協議していくべきことであって、芦田委員にぶつける質疑ではないと思います。

質疑をお願いしたいと思います。

○南 澤 委 員

分かりました。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 今、委員長も調整されましたけども、今後のことも含めて政策というのは責任持って話をする必要があると思うんです。ただここだけをストップすればあとはみんなが考えればいいというものじゃなしに、やはり提案される方が責任を持ってそこは示すべきだと私は思います。それが違うとおっしゃれば、もうこれ以上の議論はしませんけども。

○石 飛 委 員 長 よろしいですか。

芦田委員。

○芦 田 委 員 私は、3月の否決以降に市のほうで3月に否決したそれぞれの否決理由に対して対応がほとんどされてないのに12月に予算を再提出されたというふうに捉えております。

まず1点は、今日、同僚委員からも出ましたが、常友住宅について、常友住宅に建設するのと田んぼアートのところに建設するのとの比較が十分にできてません。それと常友住宅でなくても吉田町の吉田小学校区ですから、吉田地区、丹比地区に本当に探そうと思えば、もっとそういう努力もするべきではないかというふうに思っております。まだ吉田地区、丹比地区にはそういう候補地が必ずあると思っておりますので、そういう努力も必要ではないかと思います。もう田んぼアート一辺倒で公園に何とかしないとまた田んぼに戻す必要があるからその経済的なことだけで田んぼアートのほうにするというのは、あまりにも私は無理があるように考えております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 代替地のことも今日議論がいろいろありまして、基本構想をもう一つつくりますかというような議論もあって、その議論をしますかということでしたが、結果的には予算のことも含めて時間のことも含めて、それは執行部としては難しいというふうな結論を最終的には言われました。

シセイクラブの皆さんが新しい常友住宅のことをいろいろ研究されて、代替地としての提案をされております。非常にいいことだと思って私も見ておりましたが、最終的には執行部と対応をしたときに執行部のほうがいろんなデータをしっかり持って、その常友住宅については合理性からしても不可能だというふうな最終的に答弁をされたんです。

今、芦田委員もおっしゃったように代替地が幾つかあるというふうな見込みを申し上げられましたけども、そうであればやはり責任を持って逆にこの8か月間、自分自身でいろいろ調査をしていく。なかなか議員一人では難しいというのは当然分かりますけども、これに似たようなことが以前から私も関わる中でありました。そのときは自分が専門的なコンサルタントに相談をし、そこで調査をしたりということもしました。そこまでやらないと執行部とは対応できないと思います。

そこまでやられたのか、あるいはやる気があるのかということを含め

て、今後のことをどのように考えておられるのかというのを改めて確認したいと思います。

○石 飛 委 員 長 芦田委員。

○芦 田 委 員 私は代替地についても住民の方からそういう候補地を紹介してもらったので、執行部のほうへもそういう提案もしております。精いっぱい努力をしております。何か所も私は見に行きました。そのうちの一番適当なものを執行部のほうに提案をしております。精いっぱい努力を私はしてきました、今まで。

以上です。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 芦田委員は非常に真面目な方なんで当然されておると思いますけども、結果的にそのことが執行部を動かすだけの材料になってなかったということの結果だと思うんです、今日の議論は。だから、そのところを執行部が考えを変えるだけのものを突きつけていかないとそれは努力をしたといっても結果的にはしなかったということと同じことになるんです。

そういった努力をされたことを今日も委員会の中で議論されて、それで我々がやり取りを見て、それはやはり執行部のほうが間違いだと、芦田委員が出されたものが正しい、あるいは可能性がある、ということになれば私もそちらのほうに賛同することは可能ですけども、今日そういった議論は全く見られませんでしたので、今の発言については私は理解ができませんが、その具体的などころがあれば教えていただきたいと思います。

〔休憩動議の声あり〕

○石 飛 委 員 長 休憩動議が出ましたので、動議の理由を説明をお願いしたいと思います。

○田 邊 委 員 先ほど、ちょっと熊高委員からの質疑の中で、ちょっとそこがあるといいですか、ちょっと勘違いがあるなという部分がありますので、その説明をちょっとさせていただきたいんですけれども。

〔発言する者あり〕

○石 飛 委 員 長 ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時06分 休憩

午後 3時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほど田邊委員より休憩動議が出まして、動議の中身は熊高委員さんの発言の中にそこがあるではないかという指摘がありました。その熊高委員の発言のそこについて、熊高委員さんのほうから説明されることがあればしていただきたいと思いますと思いますが、お願いいたします。

熊高委員。

○熊 高 委 員 先ほど休憩中に田邊委員から常友の住宅の調査についてシセイクラブ

が調査をされたというふうに私が申し上げましたが、それには芦田委員も加わって調査をされたということなんで、私はシセイクラブのみでその調査をされたというふうに思っておりまして、その部分を正しく認識を今させていただきます。その上で、なおさらそういう調査と一緒にされたんなら、提案をきちっとして執行部が納得するような提案をしてほしかったということです。

○石 飛 委 員 長 先ほどの質疑の中で、芦田さんの常友住宅の土地にも深く関わってらっしゃったということが出たということで、終結をさせていただきたいと思います。

ほかに質疑は。

芦田委員、何かありますか。

○芦 田 委 員 付け加えておきます。私は常友住宅以外の候補地も執行部のほうに提案をしております。それも付け加えておきます。

○石 飛 委 員 長 再度、芦田委員さんより常友住宅以外にも多くの土地を、物件を調べて回られたということを再度答弁はあったということです。

ほかに質疑ありますか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 質疑、委員長に対してなんですけど、先ほど私が今後どのようにしていくかということを提案者の芦田委員に伺ったときに、今後についてはみんなで考えることだというふうに委員長のほうがおっしゃったと思うんですけども、今後についてみんなで考えるというのはどのような場だという想定でしょうか。

〔暫時休憩の声あり〕

○石 飛 委 員 長 暫時休憩が出ましたのが、賛成。
ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時12分 休憩

午後 3時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、ここで、15時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時18分 休憩

午後 3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」に対する討論を行います。

討論は、修正案も含めての討論を行います。

修正案に反対し、原案に対し、賛成討論の発言を許します。

田邊委員。

○田 邊 委 員 原案に賛成する立場で討論いたします。

3月には修正案を出した立場なんですけれども、そこで常友住宅の跡地への提案もしました。今日の審査の中でその比較というものをしたかったんですが、なかなか具体的な材料がどうしても基本構想がないと出てこないという答弁でした。

ですので、今後、そういったものをしっかり審議していく上で基本構想が必要であろうと判断し、原案に賛成いたします。

○石 飛 委 員 長 次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○石 飛 委 員 長 反対討論なしと認めます。

次に、修正案に反対し、原案に対し、賛成討論の発言を許します。

南澤委員。

○南 澤 委 員 原案に賛成、修正案反対の立場で討論いたします。

3月の否決以来、常友の提案等を行ってまいりました。比較をしようと考えたんですが、そもそも本件、基本構想がないとその比較対象もないということで、比較対象をしっかりとつくるためにまずは原案一本進めて見ないといけないという判断に至りました。

また、基本構想ができて改めて比較をした上で、判断をしていきたいと思います。まずは基本構想をつくることに賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○石 飛 委 員 長 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

○石 飛 委 員 長 賛成討論なしと認めます。

次に、修正案に反対し、原案に対し、賛成討論の発言を許します。

熊高委員。

○熊 高 委 員 私は原案に賛成し、修正案に反対する立場で、討論をさせていただきます。

まず3月からの予算から一貫して私の見方は変わっておりませんが、本日の再提案の中でさらに深まった議論ができたというふうに受け止めております。

その上で、柱が三つあったと思います。安全性確保するためにいつときも早くこの基本構想をつくっていききたい。そして、財政も視点に置いた合理的な計画をつくるためにもそういった基本構想をつくる必要があるということです。さらには、将来を見据えた総合的な見地に立った事業を進めようとしていることが本日さらに深く理解できましたので、原案に賛成する立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 次に、修正案に反対し、原案に対し、賛成討論の発言を許します。

秋田委員。

- 秋 田 委 員 長 私は修正案に反対し、原案は問題なく、私は賛成といたします。
修正案の反対としては、いろいろ委員会と所管事務調査も行いながら、執行部の御意見も賜ったり説明も受けたりしながら、自分なりに判断すると、やはり基本構想はつくってそれで委員会でも質疑はしたんですけども、市民の声を聞くのは議員だとおっしゃいますが、しっかりその基本構想をもとに執行部も説明をしていただき、私たちもそれを材料に説明する場があればしていけばいいということなので、基本構想はつくるべきだというふうに考えて、修正案のほうには反対させていただきます。
- 石 飛 委 員 長 次に、修正案に反対し、原案に対し、賛成討論の発言を許します。
〔討論なし〕
- 石 飛 委 員 長 賛成討論なしと認めます。
ほかに討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 石 飛 委 員 長 これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第86号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件を採決いたします。
まず、本案に対する芦田委員から提出された修正案について、起立により採決します。
修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 石 飛 委 員 長 起立多数であります。
よって、修正案は可決すべきものと決しました。
次に、原案の修正部分以外について採決します。
原案の修正部分以外について決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 石 飛 委 員 長 起立多数であります。
よって、原案の修正部分以外について、可決すべきものと決しました。
続いて、議案第87号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件から議案第93号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の7件について、討論を行います。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 石 飛 委 員 長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
ここで、採決の方法についてお諮りいたします。
討論がありませんでしたので、本件7件については一括して採決させていただきたいと考えますが、これに御異議ありませんか。
〔異議なし〕
- 石 飛 委 員 長 御異議がありませんので、さよう決定しました。

これより、採決を行います。

議案第87号「令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件から議案第93号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第2号）」の7件を、起立により採決いたします。

本案7件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 委 員 長 起立多数であります。

よって、本案7件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等がありましたら発言願います。

○石 飛 委 員 長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○石 飛 委 員 長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。

本委員会の当初予算の審査、補正予算の審査、決算の審査に関することにつきましては、調査の必要性が生じた場合は閉会中においても調査を行いたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○石 飛 委 員 長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

なお、所管事務の調査は会期中が原則でありますので、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行いたいと思います。

以上で、閉会中の継続調査についてを終了します。

以上をもって、第9回予算決算常任委員会を閉会します。

御苦労でした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時41分 閉会